

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案者種別	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0 4 2 0 1 0	市税を徴収、収納できる要件の緩和	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、156条の2 地方税法第66条、第68条他	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	地方公共団体以外の公的団体に公権力の行使に当たる「督促、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査、や「捜査、差押え」などを除いた公権力の行使に当たらない徴収及び収納業務を市税務部徴税吏員を監督者とする(財)深谷市施設管理公社に代行させることを可能とする。	深谷市では、財政状況の厳しい下、自主財源の大柱である市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、固定資産税)の現状を踏まえ、積極的な増収を確保し、16億円、不納欠損額は3億円、合計15億円強が収納できていない。また、このほか、国民健康保険特別会計には、一般会計から15億円強を繰り出している。現状では、税の収納業務を民間に委託することはできても、徴収業務を委託することは許されていないため、地方自治体の自主財源の大柱である市税の確保に寄与しているとは言い難いのが実情である。以上のことから、滞納処分の徴収及び収納業務を民間委託することにより、人員費の削減を図り、併せて、県下でも上位に位置する収納率の向上を図る。また、本市の基幹産業は観光業であるが、近年の景気回復の影響が必ずしも届いている状況ではなく、人口の減少も歯止めがからまないのが実情である。このことから、業務委託を積極的に進めることにより、新たな企業の育成並びに雇用増進を図り、市内経済の活性化を図るものである。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本市が求めている規制緩和は、公権力の行使(監督、質問及び検査、捜査、差押え)を除く(徴収及び収納業務を本市が専ら監督を監督管理公社という法人に市税務部徴税吏員を監督者として派遣しうえ委託しようとする)です。現在、履行されている業務に支障を及ぼさず、また、必要十分な業務の規制緩和を求めています。公権力の行使でもなく、非常勤職員個人でなく、公社という団体に徴収、収納業務を代行させるものです。このことにより、業務報酬は質問及び検査、差押えなど公権力の行使に専念できるようにします。詳しくは補足資料をご覧ください。	1 0 0 6 0 1 0	埼玉県深谷市	11埼玉県	総務省 法務省		
0 4 2 0 1 0	地方税の徴収業務民間委託特区	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、156条の2 地方税法第66条、第68条他	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	地方公共団体の雇人の徴収又は収納の委託については、地方自治法施行令第156条第1項により、その徴収又は収納の委託の範囲が定められている。地方税法については、この規定から除外され、地方自治法施行令第156条の二より収納の委託のみ可能となる規定となっている。このことから、地方税を他の雇人と同じ徴収委託が可能となるよう、地方税法第1条第1項第3号に委託を受けた者を加え、地方税法第20条の四に雇人の徴収業務の委託を可能とする項の追加、並びに地方自治法施行令第156条の二に徴収を追加	本市では、平成19年1月25日財政再建スタート宣言を行い、官民一体となり、財政再建を達成すべく各種施策を展開しているところである。財政再建を進める中で、大きなウェイトを占めるのが、人員費の削減である。このことから、業務の民間委託による効果の発現が不可欠である。積極的に各種業務委託を推進することにより、人員費の削減を図り、併せて、県下でも上位に位置する収納率の向上を図る。また、本市の基幹産業は観光業であるが、近年の景気回復の影響が必ずしも届いている状況ではなく、人口の減少も歯止めがからまないのが実情である。このことから、業務委託を積極的に進めることにより、新たな企業の育成並びに雇用増進を図り、市内経済の活性化を図るものである。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 2 0 0 1 0	熱海市	22静岡県	総務省 法務省			
0 4 2 0 1 0	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者の質問検査、差押の各権限の民間事業者への授権	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、156条の2 地方税法第66条、第68条他	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	税目により異なるが、市町村税例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。督促状において、民間による調査を担い、滞納権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意しないものとする。	地方税徴収業務では徴収費用が増加し、また近年は時効欠損を潜然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみ授権され、民間への授権は困難である。しかし、滞納処分ないしは、時効中断の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない。このため、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し、滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その対象は任意にこれを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。事前付調査権を厳密に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権である。罰則は罰則第45・121条より、公権執行結果を補償規定とされるが、本邦たる公務員型独立行政法人が、本邦たる民間事業者でもみならず公務員規定で成立しうるところ、補償規定は民間不問というの、判例との整合性に疑問がある。なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらサービスの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 5 1 0 2 0	個人	13東京都	総務省 法務省			
0 4 2 0 1 0	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者の質問検査、差押の各権限の民間事業者への授権	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、156条の2 地方税法第66条、第68条他	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	税目により異なるが、市町村税例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。督促状において、民間による調査を担い、滞納権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意しないものとする。	地方税徴収業務では徴収費用が増加し、また近年は時効欠損を潜然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみ授権され、民間への授権は困難である。しかし、滞納処分ないしは、時効中断の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない。このため、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し、滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その対象は任意にこれを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。事前付調査権を厳密に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権である。罰則は罰則第45・121条より、公権執行結果を補償規定とされるが、本邦たる公務員型独立行政法人が、本邦たる民間事業者でもみならず公務員規定で成立しうるところ、補償規定は民間不問というの、判例との整合性に疑問がある。なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらサービスの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	3 0 0 3 0 2 0	市場化テスト推進協議会	13東京都	総務省 法務省			
0 4 2 0 1 0	徴収業務における前プロセスの民間開放(新規)	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、156条の2 地方税法第66条、第68条他	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	地方税法上の行政処分としての「督促、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査、や「捜査、差押」についても、一定の服務規律を課した上で民間委託を実施することができるべきである。特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。	地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う徴収職員を十分に確保することができない(なっている)。このような状況の中で、人員費を削減しつつ滞納処分を進めるために、徴収業務の民間委託が必要だとの意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。地方税法は「督促、質問及び検査、捜査、差押」は公権力の行使であるため、民間委託することができないという意見を表明しているが、例えば市町村再開発基金、再開発公社が、負担金は連立金を滞納した事業参加者に貸付金を貸して督促を行い、一定の条件下で滞納処分を行ってこられる。このような事例を参考に、一定の資格を備えた民間事業者が、「督促、質問及び検査、差押」を担当するようになれば、地方税の時効消滅を防止して徴収率の向上という成果を得ることが可能になる。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	3 0 0 4 0 1 0	(社)日本経済団体連合会	13東京都	総務省 法務省			
0 4 2 0 1 0	地方税の納付勧奨業務の民間委託	地方自治法第243条 地方自治法施行令第156条、156条の2	公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	地方税における滞納処分業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等について、民間事業者に委託可能とされたい。	自治体の雇人確保は重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められる。一方、地方税徴収業務では、厳しい財政運営を考慮すれば、これ以上人員費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望みず職員で取組まざるを得ないのが現状である。したがってこの滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等につき、債権回収業務の法的認可を受けた業者に業務委託が可能となれば、徴税員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を促進させ収納率向上、経費の削減も期待できる。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	3 0 0 6 0 2 0	東京都足立区	13東京都	総務省 法務省			
0 4 2 0 1 0	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員任命	地方税法第1条	総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで地方団体における徴収体制の整備について周知を図ったところ。	地方税法第1条第3項の徴税吏員には一般職公務員のみ任命できるとされるところ、特別職たる嘱託職員を任命できるものとすべきである。	地方税では特に滞納整理業務に要する人員費が大きな負担となっている。また、近年は時効欠損を潜然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。他方、時効中断のためには主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみ授権されている。嘱託は一般職より低賃金かつ、自治体が管理費用/指揮監督を及ぼさず、多の自治体で様々な業務に活用されている。しかし、徴税吏員に関しては、強力な公権力の行使を行ったため、地方法上の服務規律を負う一般職のみ任命できるとされ、嘱託を任命することは否定されている。このため、現状では嘱託による督促や差押は困難である。しかし、滞納処分ないしは、時効中断の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない。このため、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する。仮に地方法上の服務規律が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官が裁判所職員臨時措置法により国公法上の服務規律が準用されたうえで民事執行に従事しているのと同様に、嘱託にも法令の特例として地方法上の服務規律規定を準用すれば良い付である。そもそも、前記立法例では地方法上の服務規律は適用されていない。なお、嘱託-民間活用により、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 0 5 1 0 0	個人	13東京都	総務省			
0 4 2 0 1 0	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員任命	地方税法第1条	総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで地方団体における徴収体制の整備について周知を図ったところ。	地方税法第1条第3項の徴税吏員には一般職公務員のみ任命できるとされるところ、特別職たる嘱託職員を任命できるものとすべきである。	地方税では特に滞納整理業務に要する人員費が大きな負担となっている。また、近年は時効欠損を潜然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。他方、時効中断のためには主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみ授権されている。嘱託は一般職より低賃金かつ、自治体が管理費用/指揮監督を及ぼさず、多の自治体で様々な業務に活用されている。しかし、徴税吏員に関しては、強力な公権力の行使を行ったため、地方法上の服務規律を負う一般職のみ任命できるとされ、嘱託を任命することは否定されている。このため、現状では嘱託による督促や差押は困難である。しかし、滞納処分ないしは、時効中断の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない。このため、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する。仮に地方法上の服務規律が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官が裁判所職員臨時措置法により国公法上の服務規律が準用されたうえで民事執行に従事しているのと同様に、嘱託にも法令の特例として地方法上の服務規律規定を準用すれば良い付である。そもそも、前記立法例では地方法上の服務規律は適用されていない。なお、嘱託-民間活用により、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の感徳行為(電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ)や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促、滞納処分のための「質問・検査、差押、等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使のものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	3 0 0 3 0 1 0	市場化テスト推進協議会	13東京都	総務省			

04 総務省 非予算 (特区・地域再生再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
04202020	特別職公務員(嘱託)の徴収業務(徴収業務)の委任	地方税法第1条	総務省自治税務局長通知(平成19年3月27日)などで地方団体における徴収業務の整備について周知を図ったこと。	地方税法第1条第3項の徴収業務は、一般職公務員のみ任命できるものとされているが、特別職である嘱託職員も任命できるものとするべきである。	自治体の歳入確保は重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、地方税・国民健康保険料・介護保険料においては、厳しい財政運営等を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞り調整業務が増大しても、増員は望みず現員で取り組まざるを得ないが現状である。 また、特別職公務員(嘱託)は一般職よりも人件費が低く、自治体が直接指揮監督を行えるため様々な業務に活用されているが、嘱託職員を徴収業務(徴収業務)に任命することは法定されており、現状では嘱託による徴収業務の執行は困難となっている。 よって、有能な人材である嘱託を確保・活用して収納率向上を図るため、嘱託を徴収業務(徴収業務)として任命できるように規定を緩和することを要望する。 なお、独立区においては、嘱託職員が、地方税・国民健康保険料・介護保険料をあわせて収納するシステムを導入している。	C	特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、副則で担保された守秘義務や密接な業務規律が適用されない。このため、強力な権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴収業務の業務を担当させることは適当でなく、徴収業務への任命はできない。		提案主体からの意見	3 0 6 0 1 0	東京都足立区		総務省		
04203030	住民基本台帳法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	住民基本台帳法	住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては否定されていないもの。	住民基本台帳法関係の業務につき、民間委託可能な領域を拡大すべきである。	住民基本台帳法関係の業務は自治事務であり、自治法第2条第13項の定めとおり、地域の特性に応じて事務処理すべきとする特別配慮業務が妥当するはずである。 また、住民ネットワーク業務については、民法上の法人たる財団法人地方自治情報センターが、一定の業務規律等を課せられたうえ指定情報処理機関とされている。とすれば、他の民間事業者であっても一定の資格要件を定め、所要の業務規律等を課すことにより、住民基本台帳業務を行うことができるべきである。 住民基本台帳のデータは住民への様々な行政サービスの基礎となっている。住民基本台帳関係業務を民間に委ねることができるか否かは他の多くの自治体業務の民間開放とも深く関わる以上、自治体の要望を踏まえつつ建設的かつ積極的な検討を行うことを強く要望する。	D	住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては、否定されていない。この場合においては、例えば、証明書交付業務については、交付決定や審査そのものについては、公務員が自ら行う必要があるが、それ以外の業務については、事業上の行為又は補助的な作業に該当するものとして、民間事業者に取り扱わせることができる。なお、その際、当然のことながら個人情報保護に留意する必要がある。ただし、民間事業者が、住民基本台帳ネットワークシステムを操作することは、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	職員の管理下で事業上の行為や補助的な作業は民間事業者が委ねることが可能という点は、従来から貴省が表明してきたこと。本提案はこれを踏まえたうえで、交付決定や審査、作成に関しても民間開放可能なスキームを検討したいという趣旨である。すなわち、副則を伴う秘密保持義務・個人情報保護義務を定め、個人情報や秘密の保護を図る。また、審査や交付決定、書類作成において不正・不当な事務処理が生じないことを防止するため、必要な公務員規定を定めるとともに、住民基本台帳法第51条が委託業務従事者にも適用されることを明確化する。さらに監督規定を定め、そのうえで民間委託可能とすべきである。	1 0 5 1 7 0	個人	13 東京都	総務省		
04203030	住民基本台帳法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	住民基本台帳法	住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては否定されていないもの。	住民基本台帳法関係の業務につき、民間委託可能な領域を拡大すべきである。	住民基本台帳法関係の業務は自治事務であり、自治法第2条第13項の定めとおり、地域の特性に応じて事務処理すべきとする特別配慮業務が妥当するはずである。 また、住民ネットワーク業務については、民法上の法人たる財団法人地方自治情報センターが、一定の業務規律等を課せられたうえ指定情報処理機関とされている。とすれば、他の民間事業者であっても一定の資格要件を定め、所要の業務規律等を課すことにより、住民基本台帳業務を行うことができるべきである。 住民基本台帳のデータは住民への様々な行政サービスの基礎となっている。住民基本台帳関係業務を民間に委ねることができるか否かは他の多くの自治体業務の民間開放とも深く関わる以上、自治体の要望を踏まえつつ建設的かつ積極的な検討を行うことを強く要望する。	D	住民基本台帳業務について、市町村職員の適切な管理下にある状況で民間事業者を活用することについては、否定されていない。この場合においては、例えば、証明書交付業務については、交付決定や審査そのものについては、公務員が自ら行う必要があるが、それ以外の業務については、事業上の行為又は補助的な作業に該当するものとして、民間事業者に取り扱わせることができる。なお、その際、当然のことながら個人情報保護に留意する必要がある。ただし、民間事業者が、住民基本台帳ネットワークシステムを操作することは、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	職員の管理下で事業上の行為や補助的な作業は民間事業者が委ねることが可能という点は、従来から貴省が表明してきたこと。本提案はこれを踏まえたうえで、交付決定や審査、作成に関しても民間開放可能なスキームを検討したいという趣旨である。すなわち、副則を伴う秘密保持義務・個人情報保護義務を定め、個人情報や秘密の保護を図る。また、審査や交付決定、書類作成において不正・不当な事務処理が生じないことを防止するため、必要な公務員規定を定めるとともに、住民基本台帳法第51条が委託業務従事者にも適用されることを明確化する。さらに監督規定を定め、そのうえで民間委託可能とすべきである。	3 0 0 0 1 7 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省		
04204040	固定資産評価業務の民間開放	地方税法第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	固定資産税に関する評価業務は地方税業務の中でも大きな割合を占める。全国で約28,000名が従事、その人件費は約2,000億円に上る。ところが、この固定資産評価業務はほとんどがいわゆる正規職員より実施されており、航空写真の撮影など周辺業務のみ民間に委ねられているという実情である。 固定資産評価業務に際しては、これまで、固定資産評価員・評価補助員は民間検査者が付与されており民間に委ねられないこと、評価と課税とは一体不可分であることとを理由に包括的民間開放が認められていない。 しかし、民間検査者を民間に採擇している例は多数あるうえ、評価業務自体、詳細かつ定型的な固定資産評価基準に基づき実施されるものであり、委託が困難にはならない。また、評価への不服申立の途も制度化して確立されている。 また、土地区画整理法・都市再開発法では地価計測・権利変換計画策定業務が株式会社などに包括的に採擇され、その計画を知事が認可することとされている。ところが、この計画には固定資産評価も含まれている。このように、他の立法例では固定資産の評価と決定(認可)が分離され、しかも前者が包括的に民間に採擇されているにもかかわらず、地方税法における固定資産評価業務については包括的民間開放が認められないというのは、その根拠に強い疑問を持たざるを得ない。 包括的民間開放を認めることで全国で毎年数百億の人件費が削減可能であるにもかかわらず、また他法との矛盾があるにもかかわらず、仮に包括的民間開放を認めないというのであれば、もはや行政改革・規制改革・民間開放の推進という政府の方針に徹底する姿勢であるといえるべきである。	C	土地区画整理法等において、株式会社は土地区画整理事業等の全体を施行するものであり、地価計測等の策定における資産の評価は、その一環として、自らの事業の遂行のために行われるものである。固定資産税の場合には、価格の決定及び課税は市町村長が行うものである。そのため業務の一部を民間委託することは、土地区画整理事業等の例と同様に適切ではない。 そもそも、固定資産の現地調査及びそれに基づき(評価は、公権力の行使である固定資産税の賦課処分)と一体な事務であり、これは審査申出の対象となるなど課税行為としての説明責任が生ずるものであるほか、現地調査については事前に担保された民間検査者に実行されて実施するものであることから民間委託については慎重な検討を要する。 ただし、これらに関連する補助的な事務については、現行法上民間に委託することが可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	土地区画整理法では固定資産評価を含む地価計測を知事が認可する。認可とは決定的効力を与えることである以上、固定資産税業務と本質的に異なる以上、同様に扱って適切でない理由を具体的に明確に示されたい。なお万が一のための付託すれば、土地区画整理法では計画策定の外部委託は禁じられておらず、評価が自らの事業が否かは全(関係ない)。 現地調査・評価と課税が一体不可分というが、土地区画整理法等ではこれらが分離されており、全く根拠がない。仮に一体不可分ならば、貴省外部団体が研究する固定資産評価共同化も困難なはずである。 副則付調査は強制調査ではなく任意調査であり、民間に採擇されている事例もある。	1 0 5 0 3 0	個人	13 東京都	総務省		
04204040	固定資産評価業務の民間開放	地方税法第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	固定資産税に関する評価業務は地方税業務の中でも大きな割合を占める。全国で約28,000名が従事、その人件費は約2,000億円に上る。ところが、この固定資産評価業務はほとんどがいわゆる正規職員より実施されており、航空写真の撮影など周辺業務のみ民間に委ねられているという実情である。 固定資産評価業務に際しては、これまで、固定資産評価員・評価補助員は民間検査者が付与されており民間に委ねられないこと、評価と課税とは一体不可分であることとを理由に包括的民間開放が認められていない。 しかし、民間検査者を民間に採擇している例は多数あるうえ、評価業務自体、詳細かつ定型的な固定資産評価基準に基づき実施されるものであり、委託が困難にはならない。また、評価への不服申立の途も制度化して確立されている。 また、土地区画整理法・都市再開発法では地価計測・権利変換計画策定業務が株式会社などに包括的に採擇され、その計画を知事が認可することとされている。ところが、この計画には固定資産評価も含まれている。このように、他の立法例では固定資産の評価と決定(認可)が分離され、しかも前者が包括的に民間に採擇されているにもかかわらず、地方税法における固定資産評価業務については包括的民間開放が認められないというのは、その根拠に強い疑問を持たざるを得ない。 包括的民間開放を認めることで全国で毎年数百億の人件費が削減可能であるにもかかわらず、また他法との矛盾があるにもかかわらず、仮に包括的民間開放を認めないというのであれば、もはや行政改革・規制改革・民間開放の推進という政府の方針に徹底する姿勢であるといえるべきである。	C	土地区画整理法等において、株式会社は土地区画整理事業等の全体を施行するものであり、地価計測等の策定における資産の評価は、その一環として、自らの事業の遂行のために行われるものである。固定資産税の場合には、価格の決定及び課税は市町村長が行うものである。そのため業務の一部を民間委託することは、土地区画整理事業等の例と同様に適切ではない。 そもそも、固定資産の現地調査及びそれに基づき(評価は、公権力の行使である固定資産税の賦課処分)と一体な事務であり、これは審査申出の対象となるなど課税行為としての説明責任が生ずるものであるほか、現地調査については事前に担保された民間検査者に実行されて実施するものであることから民間委託については慎重な検討を要する。 ただし、これらに関連する補助的な事務については、現行法上民間に委託することが可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	土地区画整理法では固定資産評価を含む地価計測を知事が認可する。認可とは決定的効力を与えることである以上、固定資産税業務と本質的に異なる以上、同様に扱って適切でない理由を具体的に明確に示されたい。なお万が一のための付託すれば、土地区画整理法では計画策定の外部委託は禁じられておらず、評価が自らの事業が否かは全(関係ない)。 現地調査・評価と課税が一体不可分というが、土地区画整理法等ではこれらが分離されており、全く根拠がない。仮に一体不可分ならば、貴省外部団体が研究する固定資産評価共同化も困難なはずである。 副則付調査は強制調査ではなく任意調査であり、民間に採擇されている事例もある。	3 0 3 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省		
04205050	不動産・商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第16号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年7月5日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項 地方財政法第12条	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。 また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	現在、法務省において登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準がなされているが、仮に当該請求機の設置基準を満たさない地域であっても、地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。 また、発行請求機による交付については、地方公共団体の職員が出来るようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	F	本プロジェクトに関する要望において、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準が定められているが、法務局に確認したところ、当該基準は現在、検討中であり、未策定の点とある。従って、当該基準の存在を前提とした本要望については、現時点で回答することができない。	本提案は、法務局の統廃合により、当該地域におけるサービスが著しく低下した故に出してきたものであるが、このような地域に確認したところ、当該基準は現在、検討中であり、未策定の点とある。従って、当該基準の存在を前提とした本要望については、現時点で回答することができない。	第8次提案の間の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると答わられていたが、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。	1 0 3 0 1 0	満河町、樺似町、入りも町、白高町、平取町	1 北海道	総務省 法務省		
04206060	不動産・商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第16号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年7月5日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項 地方財政法第12条	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。 また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律によって、法務局の交付事務については国民サービスへの対象とされたことから、発行請求機は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。それでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を受託できるようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	F	本プロジェクトに関する要望において、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準が定められているが、法務局に確認したところ、当該基準は現在、検討中であり、未策定の点とある。従って、当該基準の存在を前提とした本要望については、現時点で回答することができない。	本提案は、法務局の統廃合により、当該地域におけるサービスが著しく低下した故に出してきたものであるが、このような地域に確認したところ、当該基準は現在、検討中であり、未策定の点とある。従って、当該基準の存在を前提とした本要望については、現時点で回答することができない。	第8次提案の間の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると答わられていたが、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。	1 0 3 0 2 0	満河町、樺似町、入りも町、白高町、平取町	1 北海道	総務省 内閣府		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口業務のアウトソーシングの推進	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の受付、及び「引渡し」としている。	1 公共サービス改革法に基づく(住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めないが、証明資料の確認により受付可能としたい。 3 上記と同様、住民基本台帳法の届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約の認めたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管理における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員に他の一連の事務を委託することになり、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、年末操作及び業務移行について関係省庁との調整が必要となり及び業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、窓口のサービスが活かれないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働での行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を認めることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託側側面にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要となり官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一任処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住基ネットの取り扱いは委託対象としない。	C	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の事務のうち、個人プライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の事務のうち、個人プライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。	条例で守秘義務を課す等の措置により、委託可能な業務を受付・引渡しから拡大はできないのか、検討し回答されたい。また、代理人による申請について検討し回答されたい。				1 1 5 6 0 0 0	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口業務のアウトソーシングの推進	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の受付、及び「引渡し」としている。	1 公共サービス改革法に基づく(印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 同34条において、印鑑登録証明発行については代理人等の申請を認めないが、印鑑登録の特許により受付可能としたい。 3 上記と同様、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約の認めたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管理における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員に他の一連の事務を委託することになり、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、年末操作及び業務移行について関係省庁との調整が必要となり及び業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、窓口のサービスが活かれないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働での行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を認めることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託側側面にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要となり官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一任処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	C	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の事務のうち、個人プライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の事務のうち、個人プライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。	条例で守秘義務を課す等の措置により、委託可能な業務を受付・引渡しから拡大はできないのか、検討し回答されたい。また、代理人による申請について検討し回答されたい。				1 1 5 6 0 0 0	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府	
0 4 2 0 0 0 0 0 0 0	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口業務のアウトソーシングの推進	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	公共サービス改革法第34条第1項第2号より、地方税法第20条の10の規定に基づく(関係の証明書の交付の申請の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡業務は、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。	1 公共サービス改革法に基づく(税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 上記と同様、税関申告書受付(住民税申告・自動車税・自動車重量税)についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としたい。 3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約の認めたい。 4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管理における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員に他の一連の事務を委託することになり、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、年末操作及び業務移行について関係省庁との調整が必要となり及び業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、窓口のサービスが活かれないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働での行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を認めることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託側側面にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要となり官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一任処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	C	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の事務のうち、個人プライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の事務のうち、個人プライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。したがって、市町村の職員の適切な管理下でない状態であっても、民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。	条例で守秘義務を課す等の措置により、委託可能な業務を受付・引渡しから拡大はできないのか、検討し回答されたい。			1 1 5 6 0 0 0	13 東京都	総務省 国土交通省 内閣府		
0 4 2 0 0 0 0 0 0 0	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金融債権の追加	地方自治法施行令第158条	第百五十八條 次に掲げる普通地方公共団体の債入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。	一 使用料 二 手数料 三 賃料 四 物品販売代金 五 貸付金の元利償還金	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種公金債権を追加すべきである。	C	地方公共団体の債権については、地方公共団体に専属する権利であること、強制徴収の手段が確保されており、これを第三者に譲渡することはない。なお、地方自治法施行令第158条の規定により、使用料、手数料等については、徴収又は収納の委託が可能となっている。	地方公共団体の債権については、地方公共団体に専属する権利であること、強制徴収の手段が確保されており、これを第三者に譲渡することはない。なお、地方自治法施行令第158条の規定により、使用料、手数料等については、徴収又は収納の委託が可能となっている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			1 0 5 1 3 0	個人	13 東京都	総務省 法務省	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	私人の公金取扱禁止原則の廃止	地方自治法第243条	第百四十三條 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づ(政令に特別の定めがある場合を除く)ほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない。	地方自治法第243条(私人の公金取扱いの制限)を次のように改正すべきである。 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づ(政令に特別の定めがある場合を除く)ほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることができる。	自治法243条は私人に公金を取り扱わせることを原則的に禁止し、例外的に、自治令第158条に個別列挙されたものを私人に委託できるものとする。これは、公金ゆえその取扱を債権を行うべきという配慮に基づくものとされる。しかし、既に多くの公金項目が私人に取り扱えるものとされており、今後私人に取り扱わせるべきとして発生する要望は少額かつ発生頻度の少ない項目と考えられる。仮にこれらについて逐次個別に解禁要望を行わせることすれば、その手続きが煩雑であろう。自治令の改正を待たねばならず、迅速な対応が困難である。そもそも、原則禁止・個別解禁という思考形式は、自治体の行政運営に対する不信を前提としたものとも言え、問題がある。実務的にも、要望があれば自治令第158条への追加を積極的に検討するとしており、もはや自治法第243条は形骸化しているといえるべきである。 仮に私人に取り扱わせるべきではない公金項目があるとすれば、むしろ禁止される公金項目を明示列挙すべきである。 自治法第243条は全面改正し、私人の公金取扱禁止原則は廃止すべきである。	C	公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。 一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるとされるものについては、例外的に、私人への徴収及び収納業務の委託が可能となること。なお、現行の規定においては、適用上、具体的な支障が生じているものではなく、また、私人への委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないことである。	公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。 一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるとされるものについては、例外的に、私人への徴収及び収納業務の委託が可能となること。なお、現行の規定においては、適用上、具体的な支障が生じているものではなく、また、私人への委託を可能とするような具体的な公金項目に関する要望もないことである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			1 0 5 2 0	個人	13 東京都	総務省	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	指定管理者制度の契約化	地方自治法第244条の2	第百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づ(政令に特別の定めがあるものを除く)ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 1 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体が当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第百四十四條の四において「指定管理者」とい。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設の設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」とい。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認められる場合を除く(ほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	地方自治法第244条の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべきである。 1 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体が(以下本条及び第百四十四條の四において「指定管理者」とい。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 このほか、契約化に伴い所要の改正を行ってべきである。	指定管理者制度では、指定行政処分として扱われる契約ではないが、自治法上の契約に関する規定は適用されない。このため、一般競争入札手続は適用されず、選定手続が不適切な場合は指定が執行する一因となっており、また同条第6項では指定管理者の指定にあたり議会の議決が必要とされているため、極めて小規模な案件であっても議決を要し手続が煩雑であるという問題がある。 また、仮に現在で指定管理者制度が導入されたとしても、当該事業者が特定公共サービス窓口業務を実施させようとする場合、現行制度では指定手続の一種の手続きを行う必要がある。 ところが、仮に現在で指定管理者制度が導入されたとしても、公の施設の管理は公共サービス改革法上の特定公共サービスとなり得る。この場合、行政処分権限は、法律(公共サービス改革法)の根拠に基づき契約により認められるものとなる。 このように指定管理者制度における指定が契約化することにより、通常の委託契約と同様に一般競争入札原則主義が適用され、選定手続の透明化の一端となることが、少額案件は議会の議決が不要となり手続きが簡素化できる。さらには、委託手続を契約に一本化することが可能となり、手続簡便化することができる。IPFにおいても同様のメリットがある。 こうした点から、指定管理者制度を契約化するところを検討すべきである。	C	公の施設の指定管理者は、最も効果的・効率的な業務を行う団体や指定管理者として指定されるべきものである。 議会の議決が必要となるのは、公の施設は、公共の利益のため多数の住民に対して均等に利用を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえ、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定を経ることが適当であるからである。 また、公の施設に係る指定管理者の選定と同一業務の民間委託については、それぞれの業務の趣旨・目的が必ずしも同じではないため、それぞれ別の制度に基づいて指定管理者や民間事業者を選定することが望ましい。	公の施設の指定管理者は、最も効果的・効率的な業務を行う団体や指定管理者として指定されるべきものである。 議会の議決が必要となるのは、公の施設は、公共の利益のため多数の住民に対して均等に利用を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が規定されているものであることを踏まえ、その管理をゆだねる相手方については、地方公共団体の議会の意思決定を経ることが適当であるからである。 また、公の施設に係る指定管理者の選定と同一業務の民間委託については、それぞれの業務の趣旨・目的が必ずしも同じではないため、それぞれ別の制度に基づいて指定管理者や民間事業者を選定することが望ましい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				1 0 5 2 0	個人	13 東京都	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁			
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	指定管理者制度の契約化	地方自治法第24条の2	<p>第244条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除く(ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。)</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例は、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として受取ることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除く(ほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。)</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	<p>地方自治法第244条の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正する。</p> <p>「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(以下本条及び第244条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」</p> <p>このほか、契約化に伴い所要の改正を行うべきである。</p>			<p>公の施設の指定管理者は、最も効果的・効率的な業務を行う団体が指定管理者として指定してされるべきものである。</p> <p>指定に当たっては、公正かつ透明性の確保される手続を定めなければならない。また、公の施設の指定に際しては、公の施設の管理は公共サービス改革法上の特定公共サービスとなり得る。この場合、行政処分権限は、法律(公共サービス改革法)の根拠に基づき法的により民間に授けられるものとなる。</p> <p>このように指定管理者制度における指定が契約化されることにより、通常の委託契約と同様に一般競争入札原則主義が適用され、指定手続は透明性の高いものとなる。少額案件は議会の議決が必要とせず手続が簡便化される。さらに、委託手続を契約に一本化することが可能となり、手続を簡素化することができる。PFIにおいても同様のメリットがある。</p> <p>こうした点から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。</p>		<p>公の利益のため平等に役務を提供するという点から行政の事務一般に広く適用する原則であるところ、これを理由に議決が必要であるとするならば、行政の事務一般について議会の議決が必要という理由が認められ、費用負担にはその妥当性に疑問があるとする。</p> <p>もとより議決を要するべき案件もあろうが、逆に議決の必要性に乏しい案件もあるはずである。一律に議決を要することは多数の条例を土壌に疑問があるとする。</p> <p>もとより議決を要するべき案件もあろうが、逆に議決の必要性に乏しい案件もあるはずである。一律に議決を要することは多数の条例を土壌に疑問があるとする。</p> <p>また、公の施設に係る指定管理者の指定と他の業務の民間委託については、それぞれの業務の趣旨・目的が必ずしも同じではないため、それぞれの制度に基づいて指定管理者や民間事業者を選定することが望ましい。</p>								
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第153条第1項	<p>第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。</p>	<p>地方自治法第153条第1項において、長が条例の定めるところにより指定する者に業務を委任することができるように、併せて指定を受けた者にのみならず公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定める。</p>			<p>地方自治法第153条は長の指揮監督権に属する補助機関の職員に長の権限を委任できることとするものであり、組織内部の権限関係も定めるものである。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内で、当該業務を契約により委託又は委託することは可能と考える。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で前倒しをすることも可能と考える。</p>	<p>貴省ご回答趣旨は充分理解できるが、他方、本提案の問題意識は、次の通りである。</p> <p>個別法の他が民間への権限委任規定を持たない。このため、民間への権限委任には法改正が必要となるが、これは自治体が迅速柔軟に権限委任を行う入札を行う場合、個別法で原則規定の適用除外を定める必要がある。</p> <p>また併せて、みなし公務員規定と必要の措置を講じる。なお秘密保持義務についてはご指摘の通りであるが、みなし公務員規定と併せて罰則規定への対応は自治法第14条第3項に基づき対応が困難な法による対応が必要と見られる。</p>									
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第180条の2	<p>第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員が協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。</p>	<p>地方自治法第180条の二と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、第180条の2は、他の執行機関との関係、について定める第5款に置かれており、併せて指定を受けた者にのみならず公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。併せて、民間委託では法改正が必要とされているため、併せて指定を受けた者にのみならず公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。併せて、民間委託では法改正が必要とされているため、併せて指定を受けた者にのみならず公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p>			<p>地方自治法第180条の2は、長の権限について他の執行機関の補助職員等へ委任又は補助執行できることとするものであり、組織内部の権限関係を定める規定である。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内で、当該業務を契約で委任し、又は委託することは可能と考える。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で前倒しをすることも可能と考える。</p>	<p>貴省ご回答の通り、条例で地公法等と同等の守秘義務規定を設けることは可能。また、公共サービス改革法第26条・27条所定の罰則付監視規定についても同等の条例制定が可能。しかし、みなし公務員規定については条例による代替措置に限界がある。</p> <p>みなし公務員規定の意義は、端的にいうと懲罰の範囲にある。民間事業者には基本的に懲罰的行為は存在せず、通常の民間委託では懲罰的行為に法的真空状態が生じる。</p> <p>条例により懲罰的行為の禁止を義務付けたい入達反を前することは、理論上は可能だが、罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との落差が著しい。このため、法による対応を求めるもの。</p>									
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第153条第1項	<p>第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。</p>	<p>地方自治法第153条第1項において、長が条例の定めるところにより指定する者に業務を委任することができるように、併せて指定を受けた者にのみならず公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定める。</p>			<p>地方自治法第153条は長の指揮監督権に属する補助機関の職員に長の権限を委任できることとするものであり、組織内部の権限関係も定めるものである。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内で、当該業務を契約により委託又は委託することは可能と考える。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で前倒しをすることも可能と考える。</p>	<p>貴省ご回答趣旨は充分理解できるが、他方、本提案の問題意識は、次の通りである。</p> <p>個別法の他が民間への権限委任規定を持たない。このため、民間への権限委任には法改正が必要となるが、これは自治体が迅速柔軟に権限委任を行う入札を行う場合、個別法で原則規定の適用除外を定める必要がある。</p> <p>また併せて、みなし公務員規定と必要の措置を講じる。なお秘密保持義務についてはご指摘の通りであるが、みなし公務員規定と併せて罰則規定への対応は自治法第14条第3項に基づき対応が困難な法による対応が必要と見られる。</p>									
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第180条の2	<p>第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員が協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。</p>	<p>地方自治法第180条の二と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、第180条の2は、他の執行機関との関係、について定める第5款に置かれており、併せて指定を受けた者にのみならず公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。併せて、民間委託では法改正が必要とされているため、併せて指定を受けた者にのみならず公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p>			<p>地方自治法第180条の2は、長の権限について他の執行機関の補助職員等へ委任又は補助執行できることとするものであり、組織内部の権限関係を定める規定である。</p> <p>なお、当該地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内で、当該業務を契約で委任し、又は委託することは可能と考える。</p> <p>また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で前倒しをすることも可能と考える。</p>	<p>貴省ご回答の通り、条例で地公法等と同等の守秘義務規定を設けることは可能。また、公共サービス改革法第26条・27条所定の罰則付監視規定についても同等の条例制定が可能。しかし、みなし公務員規定については条例による代替措置に限界がある。</p> <p>みなし公務員規定の意義は、端的にいうと懲罰の範囲にある。民間事業者には基本的に懲罰的行為は存在せず、通常の民間委託では懲罰的行為に法的真空状態が生じる。</p> <p>条例により懲罰的行為の禁止を義務付けたい入達反を前することは、理論上は可能だが、罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との落差が著しい。このため、法による対応を求めるもの。</p>									
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	目的外使用許可を指定管理者に代行させる特区	地方自治法第24条の2	<p>第244条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除く(ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。)</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例は、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として受取ることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除く(ほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。)</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	<p>施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合について、指定管理者が目的外使用許可を代行できる範囲及び基準を市の条例において規定し、指定管理者が公の施設の目的外使用許可の一部を代行できるとする。これによって管理運営を一元化することができ、迅速な意思決定による住民サービスの向上、行政コストの削減が図られる。</p>			<p>本提案の趣旨は、全ての目的外使用許可を代行させるのではなく、短期で一時的なもの、その範囲と基準を明確に条例に規定し、目的外使用許可を代行させることとする。</p> <p>第10次提案時の貴省の回答では、「公の施設については、その利用の態様以前に本来の設置目的があるはずであり、各団体が地域の特性等に反して条例の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱いが可能」とのことであるが、公の施設には、その目的に「児童の福祉」、「勤労青少年の福祉」等と定められているものがある。これらについて貴省の回答における「児童の福祉」、「勤労青少年の福祉」等と定められているものがある。これらについて貴省の回答における「児童の福祉」、「勤労青少年の福祉」等と定められているものがある。これらについて貴省の回答における「児童の福祉」、「勤労青少年の福祉」等と定められているものがある。</p> <p>また、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例により指定管理者に当該公の施設の管理を行わせる制度である。したがって、指定管理者が目的外使用許可を行うことは、「公の施設の設置目的を効果的に達成する」との制度の趣旨に反することとなる。</p>										
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	アクティブリンジャー制度と機能別消防員制度による若年者地域定住化政策	消防組法第22条、第23条		<p>公的資格制度を取得して3年以上の自然ガイド(山岳・インテリク・カヌー等を含む)の実務経験のある者は、優先的にアクティブリンジャーとして登録され、5年更新で特別隊員公務員となることができる。但し、当該地域への定住を条件とする。</p> <p>これに合わせて、地域の機能別消防員として登録され、災害時の出動および地域教育活動に参画しなければならない。</p> <p>また、上級の自然保護官への受検資格をもつ者であり、一般職職者よりも優遇される。</p> <p>「公的資格制度」MFA・CONE山岳ガイド協会、カヌー協会、北海道アウトドア協会等が実施する自然ガイドに関わる制度。</p>	<p>1.実施内容 自然保護官の3年毎の適性試験の実施(責任と義務の明確化) アクティブリンジャー採用試験における業務経験加算 5年更新で特別隊員公務員となること 自然公園の保護と利用に関わる条例の設定(利用料金の徴収) 管理部門の統廃合(有給責任役員の前減) 民間団体の連携(NP等)と公務作業の前減</p> <p>2.実施理由 公民による自然保護官およびアクティブリンジャーの雇用拡大は、無理である。保護法における「保護」に重点を置き、「利用」の仕方を軽視してきた結果であり、今後は業務経験(民間経験)のある者が、保護官および補佐となるように改善する。利用に関しては、数例の事例を参考に、広告宣伝、ツアーと連携して人員を確保する。また、地元に関与(保護官補佐が必要で、自然保護法の基本に即し、機能別消防員として公私ともに確保させることが必要である。</p>		<p>消防組法第22条の規定により、消防団長以外の消防員は、市町村長から選任される。また、消防団員は、市町村長から選任される。また、消防団員は、市町村長から選任される。また、消防団員は、市町村長から選任される。</p> <p>なお、国家公務員が消防員になることについては、国家公務員法第104条の規定により、勤務時間中消防活動に従事することは可能である。</p> <p>現在、我が国においては、常勤の消防員はあらず、すべて非常勤となっている。</p>	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>									

04 総務省 非予算(特区・地域再生再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0 4 2 1 4 0	まちづくりを目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	地方財政法第31条 当せん金付証券法第4条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。	まちづくりを目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求る。	地域基金の原資として、顕の伝統ある「ま(く)じを伝統行事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当連金の支払いには、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の天災後の復興支援、若者、新規住宅用住宅取得、改修用低利、無利子貸付、地域産業振興用低利貸付、町並み保存、高齢者介護福祉(地域老人への配車サービス、グループホーム、医療介護施設)の整備、子育て支援(共働き夫婦の為に託児サービス、情報誌作成)環境保全、改善、自然との共生(水田のリアル、生ゴミの機能化、ゴミ5Rの推進)、都会と地方の交流、生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等) 提案理由 顕の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい顔へのすそが広がる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化的財(とも)として、それと同時に、顕は、少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の朽朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの課題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港沿い整備等を目的とした「ま(く)じを「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリアル、リアルイゼイさせ、その収益を地域に還元させ「行事」により地域活性化の促進が可能となる。 代替措置 本提案の目的は、当連金の支払いが地域通貨によって行われることにより、広く(く)の人々に一種の寄付行為として参加を促し、地域特性を活かしたまちづくりを実現する為の地域基金の発売とする事である。地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する事でもある。ま(く)じとは、目的や意義を異にするものである。	C	1 ま(く)じは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものである。できるだけ広く一般住民に均てん化できるように、別法で禁止されているま(く)じの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めさせた。2 市町村がま(く)じを発売することについては、上記のま(く)じの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興ま(く)じやテーマゾーン別、テーマゾーン別を発売すること、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効果的に活用されているところ。したがって、既に市町村がま(く)じを発売すると同様の結果が得られているもの。3 この問題は、限られたま(く)じの市場の中で都道府県・指定都市と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであるが、現行の仕組みは全国の都道府県・指定都市と市町村が発売方法や収益金の配分について了解したものである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本提案の目的は、地域再生基金原資調達の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本内では毎月10%減価する地域通貨である。現在福島市では、しほ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的に「ま(く)じ」等の利用及び環境美化等に協力した人に対しエコシールを発行している。応募カード(エコシールを貼ったもの)抽選による、懸賞品付キャンペーンを行っている。これと同様である。規制は国民福祉向上の上で達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	1 0 1 3 0 5 0	個人	34 広島県	総務省	
0 4 2 1 5 0	ま(く)じの発売に関する規制緩和	地方財政法第31条 当せん金付証券法第4条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。	現在、地方財政法附則32条、並びに、当せん金付証券法第4条により規定されている、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市にしか認められていないま(く)じの発売を、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市、地方自治法第252条の22第1項の指定都市に認めらるべくとする。	ま(く)じの発売は、資金の出し手にも楽しんで貰いたい。その一部収入を地域独自財源として得ることや、地域の話題作りから、地域にとって魅力的な資金調達のやり方になる可能性がある。こうした観点から、現在は「地方財政法附則32条並びに当せん金付証券法第4条、および、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項」の指定都市(以下「指定都市」)にしか認められていないま(く)じの発売を拡大することを考える。また、発売コストを考えると、人口が少ない地域では実績が上げられず赤字を出す弊害が考えられるため、発売が見込める最低限の規制として、たとえば「地方自治法第252条の22第1項」の指定都市(以下「中核市」)にまで発売権限を認めることを提案する。現行法においては、地域振興(ま)を発売することにより、各地方自治体にも配分がされているもの、人口や売り上げが顕で配分が決定するため、人口が顕的に少ない地方自治体も十分財源確保をできることと見込まれる。また、中核市など、発売コストをまかなえる人口規模を確保できる範囲で、災害の復旧や公共事業活性化を目的とし、独自にま(く)じを発売することも可能にすべきである。	C	1 ま(く)じは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものである。できるだけ広く一般住民に均てん化できるように、別法で禁止されているま(く)じの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めさせた。2 市町村がま(く)じを発売することについては、上記のま(く)じの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興ま(く)じやテーマゾーン別、テーマゾーン別を発売すること、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効果的に活用されているところ。したがって、既に市町村がま(く)じを発売すると同様の結果が得られているもの。3 この問題は、限られたま(く)じの市場の中で都道府県・指定都市と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであるが、現行の仕組みは全国の都道府県・指定都市と市町村が発売方法や収益金の配分について了解したものである。		1 1 7 0 0 1 0	個人	14 神奈川県	総務省		
0 4 2 1 6 0	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲する特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法	教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員任免その他の人事に関すること。 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七 校舎その他の施設及び教員その他の職員の整備に関すること。 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 十一 学校給食に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 スポーツに関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 ユネスコ活動に関すること。 十六 教育に関する法人に関すること。 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 十八 所管事務に係る広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	第9次提案、第10次提案時に、平成18年度中に措置できるよう検討する(F回答)とされた事項である。文化、スポーツと社会教育は密接に関連する事項であり、社会教育についても市長に権限移譲可能とされるよう要望する。現在の具体的な検討状況及び今後のスケジュールについてはお問い合わせください。	F(平成16年9月15日構設案特設特区推進本部決定済み)	現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合には、対応を行う。		1 0 3 3 0 2 0	個人	21 岐阜県	総務省 文部科学省		
0 4 2 1 7 0	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲(社会教育分野等について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法	教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員任免その他の人事に関すること。 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七 校舎その他の施設及び教員その他の職員の整備に関すること。 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 十一 学校給食に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 スポーツに関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 ユネスコ活動に関すること。 十六 教育に関する法人に関すること。 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 十八 所管事務に係る広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。	現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかわる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止める。総合的な行政を推進することで、地域のま(く)じをまちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組む。その速やかな解決を図る。 当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の所管の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立つて事業に取り組みできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制となざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が図りにくく、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。 (代替措置) 平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に際し、意見交換する場として「教育行政懇話会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。	F(平成16年9月15日構設案特設特区推進本部決定済み)	現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合には、対応を行う。		1 0 5 5 0 0 0	個人	24 三重県	総務省 文部科学省		
0 4 2 1 8 0	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移譲(社会教育について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法	教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員任免その他の人事に関すること。 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七 校舎その他の施設及び教員その他の職員の整備に関すること。 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 十一 学校給食に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 スポーツに関すること。 十四 文化財の保護に関すること。 十五 ユネスコ活動に関すること。 十六 教育に関する法人に関すること。 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 十八 所管事務に係る広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。	地方自治法第180条の8(学校)に関することを除く(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第11号、第14号(学校)に関することを除く)文化財保護法、社会教育法、図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、社会教育、文化財保護、社会教育・文化財保護に関連する施設の使用、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化、スポーツに関する施策を一層推進する。	F(平成16年9月15日構設案特設特区推進本部決定済み)	現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合には、対応を行う。		1 1 1 7 0 1 0	個人	千代田区	13 東京都	総務省 文部科学省	
0 4 2 1 9 0	国立大学法人(国立大学法人)による余剰金の運用方法の拡大	国立大学法人法第35条	現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等により株式及びストックオプションを取得することは可能となつていない。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から株式による寄附を受けた場合等については、業務上の余剰金について、法第47条各号に定めるものの外、株式によっても運用できるとする。	現行制度においては、国立大学法人に余剰金がある場合について、株式による運用を行うことはできないこととされているため、国立大学法人が研究の成果を活用した事業等への出資、ストックオプション等による企業からの寄附を受け、これを保有することはできない。しかし、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生や新たな研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人研究の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、できる限り自由な形を認めべきである。そこで、国立大学が地域再生等のストック、地域の新産業創出のインフラ等として位置づけ、学部、学科、研究室等とつなげて国立大学としての総合力を発揮して、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等の出資又は民間事業者が当該事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における新産業創出の形成、地域産業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の強化につなげるとともに、自由形態の寄附も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特種の弁済は考えられない。	C	一方、国立大学法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を行うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所定の財源確保が求められることから、これを運用することによって出資によるリスクを負ってまで収益を獲得するといった場合には、当方の提案の目的は国立大学法人の研究の成果を活用する事業への出資を可能とするにあり、同様の取扱いとしているため、現段階において、余剰金の運用方法を拡大することは困難であると見られます。 なお、国立大学法人の余剰金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告書(平成18年6月1日)の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営という観点からのものであり、そのようなことから、出資の上限を50%未満としているところである。 国立大学法人の出資に関する提案に対する回答については、管理コード082020「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	まず、ストックオプション、株式等の寄附を受けることについて、当方の提案の趣旨は単に取得するのみならず、これを運用することによって出資によるリスクを負ってまで収益を獲得するといった場合には、当方の提案の目的は国立大学法人の研究の成果を活用する事業への出資を可能とするにあり、同様の取扱いとしているため、現段階において、余剰金の運用方法を拡大することは困難であると見られます。 なお、国立大学法人の余剰金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告書(平成18年6月1日)の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営という観点からのものであり、そのようなことから、出資の上限を50%未満としているところである。	1 0 6 6 7 0 1 0	(株)三井物産 路研究所	13 東京都	総務省 文部科学省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管(関係官庁)
0420260	議会の所掌に関する事務の議会における執行	地方自治法第149条第2号	第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 一 予算を調製し、及びこれを執行すること。 三、九 略	議会の所掌に関する事務について、議会が自ら執行することを可能とすることにより、責任の所在の明確化、議会の自主性・自立性を担保しようとするもの。	予算執行権限は執行機関の長に専属している制度となっているが、例えば、専門的知見の活用、会議録の調製、議会に関する広報、費用弁償等の議会運営に関する事務は、議会の責任において執行することが至当である。議会運営の自主性、自立性を制度的に保証するために相応の改正を求めるもの。	C	予算は不可分一体であり、その執行権限は執行機関である長に専属している。議事機関である地方議会に予算の執行権限を付与することについては議会の長との関係という地方自治制度の根幹にも関わる事項であり慎重な検討が必要である。	議会が予算を執行することの弊害について明確にした上で、これまでの地方制度調査会での地方議会の在り方の議論から、制度上の執行権限が長に専属しているがために、長部局の伊任辞令を発令したり、長部局の予算執行等専任職員を配置することが適当なのか疑問である。議会の自主・自立・責任を制度的に保証するため、貴省のご回答どおり慎重な検討を求めるものである。	1 0 3 3 0 0 0		多治見市	21 岐阜県	総務省		
0420290	市長の在任特例の設置	市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)	市町村が自主的に合併を行おうとした場合に合併が円滑に行われるよう、合併の際に障害となると考えられる事項を取り除くという観点から、必要な特例措置を定めている。	首長が市町村合併後、10年以内1度だけ在任特例を受けられるような特例措置の設置、特例措置を受けことにより、統一地方選挙で、首長選挙、議会議員選挙が同時に執行できるようにする。	新たに設置された合併市町村において、首長が市町村合併後、10年を超えない範囲で在任特例を適用する。市町村合併の際に当該市町村の議会議員が適用した期間と、同期間とすることにより、統一地方選挙での首長選挙、議会議員選挙の同時執行が可能となる。現在をめぐり、平成14年4月の市町村合併時に、議会議員の在任特例を1年2ヶ月執行したことにより、首長選挙と議会議員選挙に1年のずれが生じている。平成14年4月の地方統一選挙で2回目の議会議員選挙を執行したところである。合併後、2回目の首長選挙は、無投票となったが、議会議員補欠選挙が、発生し、執行することとなった。現在、極めて厳しい財政状況を鑑み、経費の削減を図りたい。	C	市町村の合併の特例等に関する法律は、市町村が自主的に合併を行おうとした場合に合併が円滑に行われるよう、合併の際に障害となると考えられる事項を取り除くという観点から、必要な特例措置を定めている法律である。ご提案の首長の在任特例の設置は、首長と議会議員の選挙を同時期に実施することにより選挙費用の削減を図ることを目的としており、合併時の障害を取り除くという同法の趣旨とは、その目的を異にするものである。		1 0 4 4 0 0 1 0		さぬき市	37 香川県	総務省		
0420300	自治事務に関する自治体条例制定権の強化	地方自治法第14条第1項	第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。	地方自治法第14条第1項を次のように改正すべきである。 「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」	自治体の自治事務は、法定受託事務と異なり、自治体の裁量を広く認めるべきである。しかし、現実には地方自治法第14条第1項により、条例制定権が政令等に劣後することとされ、地方議会の議決という民主的手続きを経て制定された条例が、法の委任を受けただけの政令等に制約されることとなっている。分権改革前においても自治事務に相当する業務のほとんどは条例を制定することが可能であったが、それは政令等に反しない限りであった。分権改革後の現在においてもその基本的な構造は変わっており、いわば自治事務に関しては分権改革から取り残されたままである。自治立法権を強化充実するために、地方自治法第14条第1項は法定受託事務についてのみ適用されることとすべきである。	C	憲法第94条では、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができることを規定している。地方自治法第14条においては、地方公共団体の条例の制定に関する基本的事項について定め、同条第1項の「法令に違反しない限りにおいて」と憲法第94条の「法律の範囲内」では、同様に解釈すべきである。地方自治法第14条第1項は、地方公共団体の事務・権限に関して条例を定めることができることを意味しており、これを法定受託事務についてのみ適用されることとするはできない。		1 0 5 1 0 4 0	個人	13 東京都	総務省			
0420300	自治事務に関する自治体条例制定権の強化	地方自治法第14条第1項	第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。	地方自治法第14条第1項を次のように改正すべきである。 「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」	自治体の自治事務は、法定受託事務と異なり、自治体の裁量を広く認めるべきである。しかし、現実には地方自治法第14条第1項により、条例制定権が政令等に劣後することとされ、地方議会の議決という民主的手続きを経て制定された条例が、法の委任を受けただけの政令等に制約されることとなっている。分権改革前においても自治事務に相当する業務のほとんどは条例を制定することが可能であったが、それは政令等に反しない限りであった。分権改革後の現在においてもその基本的な構造は変わっており、いわば自治事務に関しては分権改革から取り残されたままである。自治立法権を強化充実するために、地方自治法第14条第1項は法定受託事務についてのみ適用されることとすべきである。	C	憲法第94条では、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができることを規定している。地方自治法第14条においては、地方公共団体の条例の制定に関する基本的事項について定め、同条第1項の「法令に違反しない限りにおいて」と憲法第94条の「法律の範囲内」では、同様に解釈すべきである。地方自治法第14条第1項は、地方公共団体の事務・権限に関して条例を定めることができることを意味しており、これを法定受託事務についてのみ適用されることとするはできない。		3 0 0 0 4 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省			
0420310	自治体が条例により定めることができる罰則の上限引き上げ	地方自治法第14条第3項	第十四条 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除く(ほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	地方自治法第14条第3項を次のように改正すべきである。 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除く(ほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。)	個人情報の不正漏洩問題に象徴されるように、現代社会では不正行為も多様化、悪質化しており、自治体が自治立法により積極的に保護すべき法益も多様化、高度化している。また、公共を担う主体が公務員から民間に拡大する中、公務を担う民間への実効性ある統制や監督、そして公務自らの保護も重要となっている。これに対し、自治法第14条第3項による罰則の範囲は旧態依然としており、犯罪抑止力を欠き、かかる状況に対応できない。罰則レベルでは、行政犯に対し自治法第14条第3項よりも重い罰則を定めている例が多数あるところ、自治体が条例により課することができる罰則の上限もこれと同程度まで引き上げることができる。 なお、以下の立法例は自治体が地域の実情に応じて定めもあかしくないところ、これと同程度の罰則を自治体に授けずるとは「分権し得るはずである」 〔一億円以下の罰金を定める例〕 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第36条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第30条 ・食肉処理の事業の規制及び食肉検査に関する法律第5条 ・食肉衛生法第78条 〔百万円以下の過料を定める例〕 ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律第27条 ・高速度道路株式会社法第22条 ・成田国際空港株式会社法第22条 ・東京地下鉄株式会社法第16条 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第16条・第17条	C	条例の実効性の担保が重要であることはご指摘のとおりであるが、憲法第31条は、罰則は法律によらなければならないと規定しており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を課す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁判決(昭和37年5月3日)においては、「法律の授權が不特定な一般的の制裁責任のものとしてはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された罰則の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとは、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁判決や、条例は法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第1項の事務について制定するものであることを踏まえ、罰則を規定する根拠として、法律を条例に拠うことは困難であり、また、単に特定の法律に規定する罰則との比較のみによって、条例による罰則の上限を見直すことはできないものである。また、上記の趣旨に照らせば、特区において特例を認めることはできないと明らかなのである。なお、罰則の上限を引き上げることの根拠として、個人情報の漏洩が挙げられているが、個人情報保護法における罰金の額は最高で30万円以下とされている。	介護事業者問題に象徴されるように、違法行為への対応は迅速かつ実効性のある措置が必要である。ところが、法律による対応では迅速な措置が困難であり、反対に条例による対応では罰則が弱く、実効性に欠けるという問題がある。法律制定を迅速化するというのは極めて難しいため、条例による対応を確保することが現実的である。このため、少なくとも財産刑及び過料に関する条例制定権を拡大すべきである。なお、本提案は条例の形式自体に異議を唱えるのではなく、判決当時から地方分権の進展といういわば憲法レベルでの変化が生じていることを動機とし、当該形式の具体化というレベルでの見直しを提案するものである。	1 0 5 0 0 5 0	個人	13 東京都	総務省			
0420310	自治体が条例により定めることができる罰則の上限引き上げ	地方自治法第14条第3項	第十四条 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除く(ほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	地方自治法第14条第3項を次のように改正すべきである。 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除く(ほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。)	個人情報の不正漏洩問題に象徴されるように、現代社会では不正行為も多様化、悪質化しており、自治体が自治立法により積極的に保護すべき法益も多様化、高度化している。また、公共を担う主体が公務員から民間に拡大する中、公務を担う民間への実効性ある統制や監督、そして公務自らの保護も重要となっている。これに対し、自治法第14条第3項による罰則の範囲は旧態依然としており、犯罪抑止力を欠き、かかる状況に対応できない。罰則レベルでは、行政犯に対し自治法第14条第3項よりも重い罰則を定めている例が多数あるところ、自治体が条例により課することができる罰則の上限もこれと同程度まで引き上げることができる。 なお、以下の立法例は自治体が地域の実情に応じて定めもあかしくないところ、これと同程度の罰則を自治体に授けずるとは「分権し得るはずである」 〔一億円以下の罰金を定める例〕 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第36条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第30条 ・食肉処理の事業の規制及び食肉検査に関する法律第5条 ・食肉衛生法第78条 〔百万円以下の罰金を定める例〕 ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律第27条 ・高速度道路株式会社法第22条 ・成田国際空港株式会社法第22条 ・東京地下鉄株式会社法第16条 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第16条・第17条	C	条例の実効性の担保が重要であることはご指摘のとおりであるが、憲法第31条は、罰則は法律によらなければならないと規定しており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができることとしている。条例により罰則を課す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁判決(昭和37年5月3日)においては、「法律の授權が不特定な一般的の制裁責任のものとしてはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された罰則の範囲内で条例をもって罰則を定めることができることとは、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このような最高裁判決や、条例は法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第1項の事務について制定するものであることを踏まえ、罰則を規定する根拠として、法律を条例に拠うことは困難であり、また、単に特定の法律に規定する罰則との比較のみによって、条例による罰則の上限を見直すことはできないと明らかなのである。なお、罰則の上限を引き上げることの根拠として、個人情報の漏洩が挙げられているが、個人情報保護法における罰金の額は最高で30万円以下とされている。	介護事業者問題に象徴されるように、違法行為への対応は迅速かつ実効性のある措置が必要である。ところが、法律による対応では迅速な措置が困難であり、反対に条例による対応では罰則が弱く、実効性に欠けるという問題がある。法律制定を迅速化するというのは極めて難しいため、条例による対応を確保することが現実的である。このため、少なくとも財産刑及び過料に関する条例制定権を拡大すべきである。なお、本提案は条例の形式自体に異議を唱えるのではなく、判決当時から地方分権の進展といういわば憲法レベルでの変化が生じていることを動機とし、当該形式の具体化というレベルでの見直しを提案するものである。	3 0 0 0 5 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省			
0420320	行政代執行第1条の改正により、行政代執行を除く行政上の義務履行確保手段を条例により創設できるようにする	行政代執行法第1条	行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律(行政執行法)の定めるところによる。	行政代執行法第1条を、次のように改める。 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律又は条例で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。	地方公共団体は多様な行政事務を抱えており、たとえば委託事業者に対して適切な業務運営を行うよう義務付けた場面も想定される。また、そもそもこれ以外にも様々な行政課題があるところ、これらに適切確実に対応していくためには、行政上の義務履行手段を持つことが重要である。ところが、行政代執行法の定めにより、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができずと解される(通説)。これは地方分権という観点からは適切ではない。自治体が違法な行為に対し柔軟かつ実効的に対応できるようにするためにも、行政上の義務履行確保手段を広く自治体に付与していく必要がある。このため、行政代執行法第1条を改正し、地方公共団体が条例により義務履行手段を創設できるようにすべきである。	C(特区として対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	行政代執行法については、総務省の専管ではないが、地方分権という観点から、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができるようにすべきであるという意見がある一方、義務履行の確保は、行政罰を科すという間接的な方法とし、しかも裁判所を介入させるなど限定的に行なうことが合理的であるという考え方もあり、今後十分な時間をかけて検討する必要がある。		1 0 0 1 0 6 0	個人	13 東京都	総務省			
0420320	行政代執行第1条の改正により、行政代執行を除く行政上の義務履行確保手段を条例により創設できるようにする	行政代執行法第1条	行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律(行政執行法)の定めるところによる。	行政代執行法第1条を、次のように改める。 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律又は条例で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。	地方公共団体は多様な行政事務を抱えており、たとえば委託事業者に対して適切な業務運営を行うよう義務付けた場面も想定される。また、そもそもこれ以外にも様々な行政課題があるところ、これらに適切確実に対応していくためには、行政上の義務履行手段を持つことが重要である。ところが、行政代執行法第1条の定めにより、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができずと解される(通説)。これは地方分権という観点からは適切ではない。自治体が違法な行為に対し柔軟かつ実効的に対応できるようにするためにも、行政上の義務履行確保手段を広く自治体に付与していく必要がある。このため、行政代執行法第1条を改正し、地方公共団体が条例により義務履行手段を創設できるようにすべきである。	C(特区として対応不可だが、今後十分な時間をかけて検討)	行政代執行法については、総務省の専管ではないが、地方分権という観点から、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができるようにすべきであるという意見がある一方、義務履行の確保は、行政罰を科すという間接的な方法とし、しかも裁判所を介入させるなど限定的に行なうことが合理的であるという考え方もあり、今後十分な時間をかけて検討する必要がある。		3 0 0 3 0 6 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の種類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0 4 2 0 3 3 0	特別職の見直し	地方自治法第172条第1項、第153条 地方公務員法第3条、4条	第七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。 第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。 地方公務員法第3条、4条 地方公務員法第3条において一般職と特別職を区分しており、第4条において地方公務員法の規定は一般職の地方公務員に適用することとしている。	地方公務員法第3条につき、特別職を再整理し、一般職と特別職のいわば中間ともいえる新たな枠組みを創設し、地方法上の服務規律等を課したうえ、嘱託職員などを当該枠組みに位置付け、これを一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。	自治体の実務では特別職地方公務員たる嘱託職員が極めて多く用いられている。ところが、いわゆる定員規制業務については、民間への委託が困難であるだけでなく(特別職の地方公務員を充てることも困難と解されており、嘱託職員を定員規制業務に充てることが困難である。)、このように、特別職のあり方および定員規制業務の存在が自治体における人的資源活用を悪化させる一因となっている。そもそも、特別職という枠組みは一般職以外という意味が持たず、これに対し権限や資格が積極的に付与されているわけではない。現行特別職という概念は非生産的な枠組みであり、そのあり方を見直し、嘱託職員等に一定の規整や権限・資格を与え、一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。	D	嘱託については、地方自治法第172条第1項に規定する長の補助機関である職員に含まれるものと考えられる。このため、地方自治法第153条の規定により、長の権限を当該嘱託に委託することも可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答については趣旨理解したところ。なお、たとえ徴収吏員への任命に関し、従来貴省解釈では徴収吏員には地方法上の服務規律が適用される必要があることであるが、特別職向け嘱託をこれに任命することが出来るのかご教示いただいた。 上記の例で、仮に、特別職は服務規律を負わないため徴収吏員への任命が困難であるという解釈に変更がない場合、本提案は嘱託をこれら服務規律を要する職に充てられようとするため新たな枠組みを創設すべきという趣旨の提案であるため、再検討願いたい。	1 0 5 1 0 7 0	個人	13 東京都	総務省	
0 4 2 0 3 3 0	特別職の見直し	地方自治法第172条第1項、第153条 地方公務員法第3条、4条	第七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。 第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。 地方公務員法第3条、4条 地方公務員法第3条において一般職と特別職を区分しており、第4条において地方公務員法の規定は一般職の地方公務員に適用することとしている。	地方公務員法第3条につき、特別職を再整理し、一般職と特別職のいわば中間ともいえる新たな枠組みを創設し、地方法上の服務規律等を課したうえ、嘱託職員などを当該枠組みに位置付け、これを一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。	自治体の実務では特別職地方公務員たる嘱託職員が極めて多く用いられている。ところが、いわゆる定員規制業務については、民間への委託が困難であるだけでなく(特別職の地方公務員を充てることも困難と解されており、嘱託職員を定員規制業務に充てることが困難である。)、このように、特別職のあり方および定員規制業務の存在が自治体における人的資源活用を悪化させる一因となっている。そもそも、特別職という枠組みは一般職以外という意味が持たず、これに対し権限や資格が積極的に付与されているわけではない。現行特別職という概念は非生産的な枠組みであり、そのあり方を見直し、嘱託職員等に一定の規整や権限・資格を与え、一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。	D	嘱託については、地方自治法第172条第1項に規定する長の補助機関である職員に含まれるものと考えられる。このため、地方自治法第153条の規定により、長の権限を当該嘱託に委託することも可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答については趣旨理解したところ。なお、たとえ徴収吏員への任命に関し、従来貴省解釈では徴収吏員には地方法上の服務規律が適用される必要があることであるが、特別職向け嘱託をこれに任命することが出来るのかご教示いただいた。 上記の例で、仮に、特別職は服務規律を負わないため徴収吏員への任命が困難であるという解釈に変更がない場合、本提案は嘱託をこれら服務規律を要する職に充てられるようとするため新たな枠組みを創設すべきという趣旨の提案であるため、再検討願いたい。	3 0 0 0 7 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省	
0 4 2 0 3 3 0	特別職の活動範囲の拡大	地方自治法第172条第3項、第153条 地方公務員法第3条、4条	第七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。 第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。 地方公務員法第3条、4条 地方公務員法第3条において一般職と特別職を区分しており、第4条において地方公務員法の規定は一般職の地方公務員に適用することとしている。	地方の自治事務においては、一般職、特別職による職務上の権限の範囲は、国の法令によらず、地方の条例で定められるものとする。	地方公務員法は、全ての地方公務員を一般職と特別職に分けており、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職を特別職としている。この特別職である職員は、一般職員と同様な職場環境にて業務を行っているにもかかわらず、給与体系の面で格差が生じている。このことは、地方の実情や業務の性格に応じたその活力を引き出す上で支障をきたす場合がある。その典型例が税の徴収業務である。東京都では、成功報酬型に補助員制度を導入し、成功報酬型の報酬制度を導入することで活力を引き出しているが、特別職(嘱託)であるため徴収業務としての事務を執行できない。一方、一般職については、報酬付委任職務、制度の枠組みに広がるものの、条例に基づき給与体系を採用する。成功報酬型を導入することが難しく(困難であり、徴収活動へのインセンティブを与えない)こうした不都合は、国が地方公務員制度における身分上の活動制限を一律に課していることによる。そこで、地方の自治事務においては、一般職、特別職による職務上の権限の範囲は、国の法令によらず、地方の条例で定められるものとするを提案する。これにより、特別職制度の有効活用がはかれ、有能な民間人等を迎え入れる道も広がるほか、一般職の士気高揚にもつながり、より効果的、効率的な行政運営が可能となるものと考えられる。	C 嘱託 一般 について D	地方公務員法において特別職と一般職の権限を定めているわけではないこと。一般論としては、嘱託については地方自治法第172条第1項に規定する長の補助機関である職員に含まれるものと考えられる。このため、地方自治法第153条の規定により、長の権限を当該嘱託に委託することも可能である。ただし、特別職には地方公務員法が適用されず、服務規律等、罰則で担保された守秘義務規定等が担保されないこと。特別職である非常勤嘱託職員に、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴収業務の業務を担当させることは適当でない、徴収吏員への任命はできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	一般論として嘱託も長の補助機関である職員に含まれるが、服務規律や守秘義務が担保されない(条)の委任を有する徴収吏員の業務を特別職である嘱託員が行うことはできない(という)回答をいただいた。このことは、条例等によって服務規律や守秘義務を担保することにより、嘱託員も徴収吏員の業務を執行させることが可能と解することができ、念のためこれについてのご見解いただいた。	1 1 4 8 0 8 0	華城市	11 埼玉県	総務省	
0 4 2 0 3 3 0	みなし公務員規定の適用範囲拡大	地方自治法第14条第3項	第十四条 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	同じ事業所内で公共サービス改革法に規定する特定公共サービスの6業務とあわせれば以外の業務を委託した場合であっても、みなし公務員規定が適用されるよう対象範囲を拡大されたい。	[実施内容] 定立区には、区内17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。区民事務所の窓口で取り扱っている業務は数十種類に及び身近なところで区民サービスを受ける区民の多いため、区民事務所の業務委託を行うにあたって、特定公共サービス業務以外の業務においてもみなし公務員規定を適用し、事務の効率化を図りたい。 [提案理由] 区民事務所の業務のうち、特定公共サービスの6業務とそれ以外を分けた形で取り扱うことは困難である。特定公共サービス以外の業務において、自治体が自主的な市場化テストを実施した場合においてもみなし公務員規定を適用し、適正な運用をしていきたい。	D	地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 1 5 6 0 8 0	民立区	13 東京都	総務省		
0 4 2 0 3 3 0	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定の創設	地方自治法第14条第3項	第十四条 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	構造改革特区法における法特別措置として、みなし公務員規定特区を創設する。自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。	公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていること。特になし公務員規定は、徴収期や暗黒運用の防止といった点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、徴収期や暗黒運用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない。自治体のみならず、自治体の業務に活用できれば非常に有益である。ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体でこれを柔軟に活用できないという点では極めて不十分である。このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるように、特になし公務員規定を特定業務に適用しない自治体はその業務の範囲を明らかにした上で特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者のみならず、自治体も活用されるものとする。これにより、特区がみなし公務員規定の適用法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。なお、罰法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。	D	本件は、地方自治法上、地方公共団体がみなし公務員に対する罰則を設けられる範囲に属するものとして、それを緩和できるような求められていること。また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	みなし公務員規定は、新たに業務を課したうえ、その業務に対する違反を罰するものではない。この点に、みなし公務員規定では秘密保持規定違反を罰してはならない。また、みなし公務員規定と秘密保持義務は直接的関係はない。罰則による罰則である。また、条例により懲罰的行為の禁止を義務付けたうえ違反を罰することは、理論上は可能。しかし、この場合罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との兼ねが大きい。このため、民間委託における罰則規定としてみなし公務員規定を定めるようご対応を求めるもの。	1 0 5 1 0 2 0	個人	13 東京都	総務省	
0 4 2 0 3 3 0	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定の創設	地方自治法第14条第3項	第十四条 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	構造改革特区法における法特別措置として、みなし公務員規定特区を創設する。自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。	公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていること。特になし公務員規定は、徴収期や暗黒運用の防止といった点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、徴収期や暗黒運用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない。自治体のみならず、自治体の業務に活用できれば非常に有益である。ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体でこれを柔軟に活用できないという点では極めて不十分である。このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるように、特になし公務員規定を特定業務に適用しない自治体はその業務の範囲を明らかにした上で特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者のみならず、自治体も活用されるものとする。これにより、特区がみなし公務員規定の適用法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。なお、罰法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。	D	本件は、地方自治法上、地方公共団体がみなし公務員に対する罰則を設けられる範囲に属するものとして、それを緩和できるような求められていること。また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	みなし公務員規定は、新たに業務を課したうえ、その業務に対する違反を罰するものではない。この点に、みなし公務員規定では秘密保持規定違反を罰してはならない。また、みなし公務員規定と秘密保持義務は直接的関係はない。罰則による罰則である。また、条例により懲罰的行為の禁止を義務付けたうえ違反を罰することは、理論上は可能。しかし、この場合罰則が自治法第14条第3項に制約され、みなし公務員規定による罰則との兼ねが大きい。このため、民間委託における罰則規定としてみなし公務員規定を定めるようご対応を求めるもの。	3 0 0 3 1 2 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省	
0 4 2 0 3 3 0	地方公務員の賃利企業への派遣を柔軟化するための特別法	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。	[制度の概要案] (1) 対象法人、公共サービス改革法上の公共サービス実施民間事業者等、一定の要件に該当するもの、各種欠格事由も検討(余地あり) (2) 退職の扱い、分限免除の一つとして位置付けるべき。 (3) 派遣終了後の採用、職員が退職したのち、株式会社等において一定期間在職した場合又は派遣先の株式会社等との契約が中途で解除された場合は、欠格事由に該当する場合を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとする。 (4) 契約解除時の対応、派遣先の株式会社等との契約が中途で解除された場合において、引き続き別の株式会社等と新たな契約を締結した場合、任命権者は、前項にかかわらず、当該職員を新たに契約を締結した株式会社等に派遣することとする。 (5) 退職連滞期間、契約期間を上限とし、派遣先の協定により定める。契約解除時には終了するものとする。 [派遣された職員の処遇等の案] (1) 給与保障の確保(認められるか否か検討の必要あり) (2) 災害補償(医療保険、派遣先の制度を適用) (3) 共済長期給付・退職手当・派遣期間を通算 (4) 復帰後の処遇・部内の職員との均衡を失ふことのないよう、必要な措置又は適切な配慮を行う。	C	官民交流法は、民間企業への職員の派遣に当たって、公務の公正性・信頼性を確保するため、派遣対象企業を人事院が提示する名簿に記載された企業に限定すること。各省庁が作成した職員に係る派遣計画を人事院が認定した場合に当該職員を人事院事務総局の官職に任命し、その上で民間企業への派遣を実施することとしている。公務部門と民間企業との関係にも配慮して設計された法制度であり、人事院に相当する機関一般に有していない地方公共団体に対して、類似の制度設計を行うことは困難。	官から民へのアウトソーシングの流れの中で、地方公務員の民間企業への派遣が求められる場面が増加すると予想されるが、人事院のような機関を置かずとも、または人事委員会・公平委員会において所要の措置を行った場合には派遣が出来るようになる。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	地方提案内容は、官民交流法ではなく、いわゆる公益法人等派遣法をベースとしているもの、地方公務員等官民交流法、という当方の表現が誤解を招いた点をお詫びすると共に趣旨ご検討を願うものである。なお、この問題については、職務等専念義務免除などによる民間企業派遣に関する疑義が根拠にあり、法解釈上の問題であるため、自治体が条例等で対応することが難しいという懸念がある。このため、法による対応を検討願うもの。なお傍論であるが、制度設計上人事院の存在が必須である。自治体にも人事委員会・公平委員会があるため、必ずしもこれを理由に制度設計が困難となるものと思われる。	1 0 0 0 8 0	個人	13 東京都	総務省	
0 4 2 0 3 3 0	地方公務員の賃利企業への派遣を柔軟化するための特別法	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。	地方公務員を民間企業に派遣する根拠法は存在しない。	[制度の概要案] (1) 対象法人、公共サービス改革法上の公共サービス実施民間事業者等、一定の要件に該当するもの、各種欠格事由も検討(余地あり) (2) 退職の扱い、分限免除の一つとして位置付けるべき。 (3) 派遣終了後の採用、職員が退職したのち、株式会社等において一定期間在職した場合又は派遣先の株式会社等との契約が中途で解除された場合は、欠格事由に該当する場合を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとする。 (4) 契約解除時の対応、派遣先の株式会社等との契約が中途で解除された場合において、引き続き別の株式会社等と新たな契約を締結した場合、任命権者は、前項にかかわらず、当該職員を新たに契約を締結した株式会社等に派遣することとする。 (5) 退職連滞期間、契約期間を上限とし、派遣先の協定により定める。契約解除時には終了するものとする。 [派遣された職員の処遇等の案] (1) 給与保障の確保(認められるか否か検討の必要あり) (2) 災害補償(医療保険、派遣先の制度を適用) (3) 共済長期給付・退職手当・派遣期間を通算 (4) 復帰後の処遇・部内の職員との均衡を失ふことのないよう、必要な措置又は適切な配慮を行う。	C	官民交流法は、民間企業への職員の派遣に当たって、公務の公正性・信頼性を確保するため、派遣対象企業を人事院が提示する名簿に記載された企業に限定すること。各省庁が作成した職員に係る派遣計画を人事院が認定した場合に当該職員を人事院事務総局の官職に任命し、その上で民間企業への派遣を実施することとしている。公務部門と民間企業との関係にも配慮して設計された法制度であり、人事院に相当する機関一般に有していない地方公共団体に対して、類似の制度設計を行うことは困難。	官から民へのアウトソーシングの流れの中で、地方公務員の民間企業への派遣が求められる場面が増加すると予想されるが、人事院のような機関を置かずとも、または人事委員会・公平委員会において所要の措置を行った場合には派遣が出来るようになる。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	地方提案内容は、官民交流法ではなく、いわゆる公益法人等派遣法をベースとしているもの、地方公務員等官民交流法、という当方の表現が誤解を招いた点をお詫びすると共に趣旨ご検討を願うものである。なお、この問題については、職務等専念義務免除などによる民間企業派遣に関する疑義が根拠にあり、法解釈上の問題であるため、自治体も条例等で対応することが難しいという懸念がある。このため、法による対応を検討願うもの。なお傍論であるが、制度設計上人事院の存在が必須である。自治体にも人事委員会・公平委員会があるため、必ずしもこれを理由に制度設計が困難となるものと思われる。	3 0 0 0 8 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
04203804	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	職業安定法第4条第6号及び第44条	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。	第一任業主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任業主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。これにより、指揮監督系統を確保しつづ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生業務などはまた外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特別措置として検討すべきである。	C	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。 ご提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するかどうか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理、雇用管理等の発生が生じる恐れがあることから禁止されているものであり、特別措置を設けることは適当ではない。 なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づき労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。				個人	13 東京都	総務省 厚生労働省		
04203804	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	職業安定法第4条第6号及び第44条	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。	第一任業主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任業主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。これにより、指揮監督系統を確保しつづ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生業務などはまた外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特別措置として検討すべきである。	C	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。 ご提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するかどうか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理、雇用管理等の発生が生じる恐れがあることから禁止されているものであり、特別措置を設けることは適当ではない。 なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づき労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。					市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省 厚生労働省	
04203900	障害者を多数雇用する企業との優先契約	地方自治法第167条の2第1項第3号	第百六十七条の二三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第百八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設という。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約。長年障害者の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター(同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六條第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する高齢者であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をとき。	障害者が障害者と一緒になって働く環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れる企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。障害者が障害者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の観点とする。本提案は、国の障害者雇用促進策の趣旨に添うものである。	C	随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。障害者が障害者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の観点とする。本提案は、国の障害者雇用促進策の趣旨に添うものである。					社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	総務省 経済産業省	
04204000	人材派遣事業を活用した専門的職員の採用			人材派遣会社等より人材の派遣を受け、臨時職員、嘱託員、任期付一般職員等として任用する。	市町村がある専門分野に係る事務で人材を確保する必要が生じた時、市町村が独自に一定の専門知識を有した人材を確保しようとしても、短日でも確保するのは困難である。このようなケースでは、便宜上、事務を委託する方式を採用している例も見られるが、法令上、委託可能な事務が制限されるほか、指揮命令系統上の不都合が生じるなどの問題がある。そこで、民間の人材派遣会社等より人材の派遣を受け、事務の内容により任期付一般職員、臨時職員、嘱託等として任用できるとしたい。なお、この場合市町村は、人材派遣会社に対して対価を支払う。この制度により、市町村には、柔軟的・効率的に人材を確保、活用できる道が開かれる。また期間を区切ったプロジェクト/事業などにおいても有効な人材確保が可能となる。	D	地方公共団体において、民間委託等の対象となる業務について、派遣契約に基づき派遣職員を活用することは現行制度においても可能。ただし、「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会 報告書」(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/07/070427_15.pdf)の留意事項を参照のこと。なお、「任用できる」との趣旨が不明確ではあるが、任期付一般職員、臨時職員、嘱託のいずれの形態にいても、任用する場合は派遣元との契約関係は解消し、直接雇用することが必要であるもの。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				11 埼玉県	総務省 厚生労働省		
04204100	臨時職員の資金は物件費でない(人件費として計上)	平成18年度地方財政状況調査作成要領(市町村分)(一部事務組合分)P23	「二物件費」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上する。 なお、「三物件費の内訳」における「1.資金」には、人件費の臨時職員給与及び事務費支出に係る資金を除いた短期間の日々雇用の職員に対する資金を計上し、これらの職員の雇用保険料等社会保険料は「8その他」に計上する。	決算統計における臨時職員資金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替える。	決算統計は、地方自治法及び地方財政法の規定にもとづき自治体で作成し、政府が「地方財政状況」として国会に報告するものである。当然の事ながら、その際の作成要領は、国が国会に提出する。この決算統計では、普通会計ではなく特別経費の状況、の作成が求められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の資金は、人件費ではなく物件費として計上している。一般職、特別職を含めて様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、資金等で物件費に分類するのは臨時職員資金のみである。この決算統計の区分方法は、そのままとる地方自治体の予算、決算における性質別集計に使用していることから、政府が国会に提出する「地方財政状況」のほか、全国地方自治体の予算、決算において、臨時職員資金は「物件費」として取り扱われていることと、臨時職員の活用が連中、これを物件費として取り扱っていることは、統計処理上の問題として経費が生じる可能性はあるが、任用されている臨時職員の専断にも関する問題と思われる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材活用、活用方法を導入していく上でも、臨時職員の活用方法を正すことが望ましい。そこで、決算統計における臨時職員資金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の経費をなくすることのほか、臨時職員を人材として認知し、有効に活用していくことにもつながる。	C	臨時職員については、「便宜上、物件費に計上している」との回答をいただいたが、国民の視点に立って、両者の違いは行政活動に要するコストであり、任用形態は関係ない。行政は、それを国民、住民に出来るだけ正確に伝える責務を負っている。まして地方自治体は、国から常勤職員の削減を求められている状況にある。このため、決算統計上の名目人件費と、実際の人件費との差異は、無視できない状態になっていると思われる。統計上の区分上という点であれば、常勤職員とは別枠の人件費とする方法もある。時機を失すことなど(見直しはせられない)。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				11 埼玉県	総務省 財務省		
04204200	民間活力による行政財産上にある市営火葬場の管理権、持合棟の建替えの緩和	地方自治法第238条の4第2項第1号	第二百三十八条の四 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工務であつて当該行政財産である土地の供用の目的効果的に建造することに資すると認められるもの所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)(において、その(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認められる者に限る。)に当該土地を貸し付けること。	改正された地方自治法による、行政財産上の火葬場敷地内にある老朽化した管理棟等の建替えを、民間活力の導入により可能とする。	昭和9年に建設された市営火葬場の「管理棟等」の老朽化が進み、利用者から建替えを希望する声が増え、市による建替えを検討したが財政上の理由により断念している。 また、平成18年度から指定管理を制度が導入され、市内の葬儀社3社と民間企業が市営火葬場の指定管理者となっている。この会社が管理棟等の建替えをしたいという希望を持っている。 提案理由 改正地方自治法第238条の4第2項第1号で「普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認められる者」と、市営火葬場の管理運営を適正かつ円滑に行うために指定管理者と基本協定を締結していることから、この指定管理者が「適当と認められる者」に該当するのではないかと思われるので、民間活力を導入して管理棟等を独立した民間施設として建替えが可能であると認められる。 また、法改正の趣旨では「行政財産の質と範囲等の拡大の要望が地方公共団体からあり、敷地に余裕がある場合において有効活用等を行うことができるようになっていることが考慮された」とされているが、法の趣意からは解釈はできないが、老朽化している既存の建物を取り壊し、同じ場所に用途を同じする建物を新たに建てることは可能と思われる。	D	行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであることから、原則として、これを譲り、売り払い、譲り、出資の目的とし、借付し、又はこれに私権を設定することができないとされていること。ただし、行政財産である土地の本来の目的を効果的に達成することができるとする建物の所有を目的とする場合の土地の貸付については、地方自治法第238条の4第2項第1号において当該規定において認められること。よって、ご提案の内容が、当該規定に該当するものである場合には、行政財産たる土地を貸付することができ、この場合にあって、貸し付けを受けた者が当該建物を建て替えることについて、地方自治法上の制限はない。				14 神奈川県	総務省			
04204300	119番通報時における緊急度・重症度識別(トリアージ)による、救急隊等の弾力的な運用について(救急隊員4人が、救急自動車1台とその他の車両1台に配置して出動する運用について)	消防法施行令第44条第1項 消防法施行規則第50条	救急隊は、原則として救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、転院搬送において当該医療機関の医師等が同乗する場合には、救急隊員を2人とすることができる。	本市では、救命率の一層の向上を図るため、「119番通報時に識別した傷病者の緊急度重症度識別」について、2名4台(各1名ずつの配置)とした救急隊を効果的に運用したいと考えているが、現行制度では、消防法施行令により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊員3人以上」と規定されている。そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づき(省令の特例を定める。なお、「119番通報時の緊急度重症度識別法」は、個別による長年の研究の結果、既に完成し近々に最終チェックを終える予定である。	救急隊の出発件数は増加傾向にあり、かつ、傷病者の緊急度重症度の程度は、生命の危機に瀕する重篤なものから生命危険の認められない軽症のものまで多岐にわたっている。このため、軽症事業を取り扱い中に同一地域で重篤事例が発生し、救急処置の開始が遅れてしまう事例が少なからず発生している。こうした事態を解消し、救命率のさらなる向上を図るためには、救急隊員4名が、救急自動車1台と救急資材を装備した軽自動車仕様の緊急車(以下「ミニ車」)に、原則としてそれぞれ2名ずつ乗務することとし、「119番通報時点で識別した傷病者の緊急度重症度識別」に基づき、救急隊員2名同乗の場として、弾力的な運用を行うことが必要である。そして、これにより重症・重篤な傷病者に対する現場到着時が大幅に短縮できると考えられている。また、丘陵地帯に道路狭路地帯が多数存在する本市の地域特性から、ミニ車の機動力も素早い救命処置の開始に有効であると考へている。なお、現行の制度では、消防法施行令第44条により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊員3人以上」と規定され、その解釈は昭和38年の通知により「救急自動車1台につき救急隊員3名以上」とされている。このため、上記のような効果的効率的な運用が出来ない状況にある。そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう、当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づき(省令の特例を定める。なお、緊急度重症度識別は、危険な見落としのない手法を開発し、救急隊員2名で活動する対象は、傷病者の収容が容易に行えることが確認できたものとするため、活動上の障害もない。(具体的な運用等は、別紙のとおり)	D	救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないとする消防法施行令第44条第1項の規定は、救急現場における傷病者の搬送や救急処置等の救急業務を行うために不可欠な業務を規定しているものであり、住民の生命・身体に開く規定であることから、基本的に遵守すべきである。本提案は、救急隊員4人が、救急自動車1台とその他の車両1台に配置して出動する運用については、救急現場到着後の救急活動において、救急自動車1台及び救急隊員3人以上の人員及び装備が確保されているのであれば、上記の趣旨に鑑み、現行規定より救急隊として認めることは差し支えない。(以上「D」(現行規定により対応可能))					14 神奈川県	総務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁	
0 4 2 0 4 3 1	119番通報時における緊急度・重症度識別(トリアージ)による、救急隊等の弾力的な運用について (緊急度・重症度が低いと識別された場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人が出場する運用について)	消防法施行令第44条第1項 消防法施行規則第50条	救急隊は、原則として救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、転院搬送において当該医療機関の医師等が同乗する場合には、救急隊員を2人とすることができる。	救急隊の出陣件数は増加傾向にあり、かつ、傷病者の緊急重症度の程度は、生命の危機に瀕する重篤なものから生命危険の認められない軽症のものまで多様なものとなっている。このため、軽症事業を取り扱い同一地域で重傷事故が発生し、救命急務の開始が遅れ、死亡事故が少なからず発生している。 本市では、救命率の向上を図るため、119番通報時に識別した傷病者の緊急重症度に応じて、2台4名(各2名ずつの配置)とした救急隊を効率的に運用したいと考えているが、現行制度では、消防法施行により救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊員3名以上と規定されている。そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づき(省令の特例を求め、なお、119番通報時の緊急重症度識別法は、長期にわたる長年の研究の結果、既に完成し近々に最終チェックを終える予定である。	救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないとする消防法施行令第44条第1項の規定は、救急現場における傷病者の搬送や救急処置等の救急業務を行うために不可欠な実施を規定しているものであり、住民の生命・身体に関わる規定であることから、基本的には厳格に遵守すべきである。 本提案中、緊急度・重症度が低いと識別された場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人が出場する運用については、特区として、以下の要件を満たす場合には、緊急度・重症度の識別(トリアージ)により、救急隊員2人で出陣しても傷病者の安全確保に支障がないと判断される事業に限り、救急隊員を救急自動車1台及び救急隊員2人をもって編成することができることとする。(以上「F」提案の実現に向けて対応を検討。) ※ディカルコントロール下において、明確な根拠に基づいた緊急度・重症度を識別する基準(トリアージ基準)を制定していること。 救急隊員2人で出陣する場合の救急隊の編成及び活動要領(基準)を制定しているとともに、2人の救急隊・3人以上の救急隊・その他の隊の連携方法等の運用要領を制定していること。 不測の事態が生じた場合の対応策が十分に講じられていること。	F		貴省の回答からは、最終的に特区で対応するものと受け取れるが、今後検討を早めることにより、A回答(特例として対応)が出せないかと。				1 1 6 0 0 1 0	横浜市	14 神奈川県	総務省	
0 4 2 0 4 0	消防職員OBが行う応急処置の規制緩和			救急車に搭載している資機材を使用しての応急処置は医療行為にあたるという見解があり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者である。 消防職員OBについても消防職員と同等の応急処置ができるようにする。	「救急業務については、周辺部のへき地においても同等のサービスを提供しなければならないが、当市を管轄する消防組合では救急業務の年間出動件数が少ない地域について、消防業務の再編に伴い出陣所の統廃合を計画している。 住民の生命を守る観点から万全の体制はもたせようとする。国においては民間事業者の参入を進められているが、過剰であるという見解もあつた。人命等の費用は重大である。 そこで、周辺部のへき地での救急業務の機能が低下しない体制を築いていくにあたり、消防出張所の統廃合に伴いその業務を補完する形で救急等搬送事業所を市において新たに設置し、搬送用車両に消防職員OB又は看護士を搭乗させる体制で救急隊の編成を行う予定である。 しかし、救急車に搭載している資機材を使用しての応急処置は医療行為にあたるという見解があるため、消防職員を退職したと同時にその使用ができなくなる。 消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項第1号に規定する救急業務に関する講習を受講した者であり、消防職員と同等の技術や知識を持っている。 「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者であることから、消防職員OBにも同等の応急処置を行えるようにする。	E		提案主体の行うおとしての業務が、消防法に基づき救急隊の行うものでなく、消防法に基づき(救急業務にあたる)には、前回提案において回答したとおりであり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」は、応急処置を行うに必要とする基準を定める趣旨ではなく、消防法に基づき(救急業務を行う)上での活動基準のひとつであるから、貴方の応急処置(医療行為)に該当するかどうかは、当市は判断できる立場にない。	提案者が行おうとしている「消防署の行う救急業務を補完するかたちでの救急等搬送業務」については、消防庁の所管であることと理解しているが、当該業務については、「消防法に基づき(救急隊の行う)のではなく、消防法に基づき(救急業務にあたる)ことであること、提案者が当該業務を行うことについては、現行において可能であると解してよいが、 仮に、提案者が行おうとしている緊急等搬送業務が現行においてできないというのであれば、今後消防職員OB救急隊員あるいはそれに準ずる者として認めようという対応について検討できないか。 また、右記提案主体の意見も踏まえ検討し、回答されたい。	「救急隊の行う応急処置等の基準」は、応急処置を行うに必要とする基準を定める趣旨ではないことであるが、同基準第2条は身の定義がある。一方、同基準は、救急隊が行う応急処置を定めたものであるといえる。貴々の行為が医療行為に該当するか否かの判断もあると思われるが、消防法施行規則第4条に定める講習を受け、資格的に取得した能力である。 今回の提案は、消防出張所の統廃合に伴う過疎地域の救急業務を補完する搬送業務であり、サービスの低下を招かないためにも、この業務に従事する消防職員OB市の職制(職員)についても、引き続き応急処置を行える能力を確保していることと認定することはできないか伺いたい。		1 0 6 4 1 0	日田市緊急患者等搬送事業	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省
0 4 2 0 4 5 0	消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員に労働基準法の特別措置の適用を受けられるようにする	消防法第13条第1項、第2項		当市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員OB又は看護士の嘱託職員3名で編成し24時間体制であったり、3名編成の内2名が出動し1名が連絡員となり、3班で編成される計画である。 労働基準法第34条第1項の休憩時間の取り扱いについては、同条第3項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第35条第1項で消防員についてはこの規定を適用しないようになっている。 当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。	当市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員OB又は看護士の嘱託職員3名で編成し24時間体制であったり、3名編成の内2名が出動し1名が連絡員となり、3班で編成される計画である。 労働基準法第34条第1項の休憩時間の取り扱いについては、同条第3項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第35条第1項で消防員についてはこの規定を適用しないようになっている。 当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。	E		当省が所管しているのは、消防職員(消防員を含む。)の労働条件・勤務条件や、消防員等の行う救急業務にかかると実施事業であり、提案者の行うとする業務は、消防職員(消防員を含む。)が行うものであるが、救急業務ではないため、当省がその労働条件や勤務条件についての要望について対応することはできない。			1 0 6 4 0 2 0	日田市緊急患者等搬送事業	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省	
0 4 2 0 4 6 0	風力発電施設に併設される蓄電池に係る危険物保安監督者の選任要件緩和	消防法第13条第1項、第2項		NAS電池は、消防法により危険物保安監督者(甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者)の選任が必要とされているが、緊急時の対応体制を整備した場合等には、兼任を認める。	風力発電施設は、里離れた地域に分散立地されることが多く、本県では特区の規制緩和を活用し、さらに国有林野への立地計画が進められており、蓄電池施設毎に左記の資格を有する人材の確保が難しい。 NAS電池は、ナトリウムと硫黄を区画し金属製の容器に密閉しており安全性が保たれている。 以上により、緊急時の対応体制を整備されている場合等規制緩和が認められれば、蓄電池併設型風力発電施設の立地が促進し、代替措置。 有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える 補助員(資格保持者が比較的に乙種第4類危険物取扱者(ガリン等)を想定し)NAS電池の取扱について一定期間の講習や実務経験義務づけ、各蓄電池施設に配置し、指示の下で管理を行う	D		「ナトリウム-硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について、平成11年6月2日付け消防庁危険物規制課長通達」により、一定の要件に適合するナトリウム-硫黄電池施設においては、その監視、制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所で行うことは可能である。この場合は、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該電池施設の監視、制御等を行う施設を設置される区域を管轄する市町村長等と必要に応じ協定調整を行うこと、また当該施設の外部的見やすい場所に緊急連絡等を掲示しておくこと、緊急時に必要対応等を速やかにとれるよう、連絡体制等を整備することを求めていることである。 また、保安の監督が十分にできるのであれば複数の危険物施設の危険物保安監督者の兼任は必ずしも認められないから、上記通達の条件を満たす場合において本要望を実施することは、現行制度でも可能であると考える。	貴省の回答に「保安の監督が十分にできるのであれば複数の危険物施設の危険物保安監督者の兼任は必ずしも認められない」という旨の回答であるが、提案者の意見にもあるように、貴省の回答では兼任を認めないという旨であったが、回答にある平成11年6月2日付けの課長通達では遠方監視が可能とされているだけで、兼任については記述はない。また、兼任は必ずしも認められない旨ではないという趣旨的な表現では、本県の事例について可否判断ができない。従って、本県の事例に対する具体的な検討・回答を要望する。	「意見概要(詳細は添付資料参照)」 本県では現在、事業により蓄電池併設型の風力発電施設が建設中であり、今後増加が見込まれる。今回の提案は、施設毎に危険物保安監督者の選任が困難なため、緊急時の対応体制を整備した場合等には兼任を認めないという旨の回答であったが、回答にある平成11年6月2日付けの課長通達では遠方監視が可能とされているだけで、兼任については記述はない。また、兼任は必ずしも認められない旨ではないという趣旨的な表現では、本県の事例について可否判断ができない。従って、本県の事例に対する具体的な検討・回答を要望する。		1 0 3 1 0 1 0	環境、工業、エネルギー産業創造特区	2 青森県	総務省	
0 4 2 0 4 7 0	県固定資産評価審議会の必要規制の見直し	地方税法第401条の2第1項		現行法で必要とされている県固定資産評価審議会の設置は、各都道府県の自主的決定に委ねることとし、必要規制は廃止すべき。	【実施内容】 県固定資産評価審議会の必要規制を廃止することにより、地域の実情に応じて設置を判断することができる。 【提案理由】 提示平均価格の算定並びに基準地価格の調整及び価格の修正報告は評価の適正均衡を図る上で重要な事項であることから、客観的・中立的な立場である審議会に意見を聞くことになっているが、評価に関して県は市町村から独立した機関であるため、審議会に付するまでもなく、その権限を行使して県内の評価(入札)を調整する権限を十分に有している。 事業、諮問する基準地価格・提示平均価格は県で調整したものを審議会において事後承認するにとどまり、また、これらの指標は各市町の加重平均です。県内の全市町の評価(入札)をみるための指標としては漠然としている。従って、審議会において事実上議論の余地がなく、審議会自体が形骸化している。 特に、据置年度における家屋の提示平均価格は、土地と異なり大規模な新増築などの特別な要因がない限り、評価の変動が小さい。また、評価額の算定自体に提示平均価格を用いることもないため、審議する意義が非常に乏しい。	C		知事が都道府県固定資産評価審議会に意見を聴くこととされている固定資産評価基準に基づく(提示平均価格)の算定、その基礎となる基準地価格の調整及び都道府県知事が市町村に対して行われる修正報告は、固定資産の評価の適正・均衡を図るための重要な事項である。かつ、最終的にはその納税者の税負担に関わるものであるため、客観的、中立的な立場から審議を行う必要がある。 上記のようなことから、その必要の見直しについては、慎重な検討を要するものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			1 0 8 2 1 1 0	広島県	34 広島県	総務省	
0 4 2 0 4 8 0	郵政公社窓口業務特区	日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第19条		(業務の範囲)第十九条 追加 窓口業務サービスの多様化、地域住民の利便性または雇用確保を目的とした民間企業との提携業務	インターネットによる新車販売業務、またはそれを使った窓口での新車販売手続き https://www.ccar-kujira.com/2b/2f3p0e 地方郵便局職員の空き時間を有効活用し、インターネットで全メーカー全車種を全国販売する。取り下取り買い取り、新車の納車は弊社提携先が行うので、窓口での必要な仕事の大まかな流れは、車種毎の売価価格を弊社提携先(ディーラー・メーカー)以下業務者)にFaxまたはメールで問い合わせ、それをweb上に登録しweb上で申し込まれた顧客の希望条件を業務者とすし合わせ、顧客の入金確認と、実務者経費双方に納車確認を行う。また窓口で、顧客は(パソコン)を操作させ(又は)操作を補助して新車販売を行うこととする。このことにより、新車ディーラーが遠隔地にある地域住民の利便性も高まる。高知県香美市または土佐郡で行いたい。取引量が増えれば職員増が可能で地域に雇用を生む。	C		現在、日本郵政公社が業務を実施するためには日本郵政公社法の改正が必要となるが、同法は、公社の民営化に伴い平成19年10月1日に廃止されることから、現時的に対応不可能。なお、10月1日以降については、当該業務を実施する場合は、新会社(総務省)へ譲渡を行うこととなるが、その際、郵政民営化法第9条の規定において、同様の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないこととされていること。				1 0 9 3 0 1 0	株式会社くら	39 高知県	総務省	
0 4 2 0 4 9 0	公職選挙法の規制緩和による、公示日以降の公開討論会開催の実現	公職選挙法第164条の3		公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が二人以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党以外の者が二人以上の衆議院名簿届出政党の合同演説会を開催することはできない。	(社)日本青年会議所は、各地の国政及び地方選挙において、立候補予定者による公開討論会の開催を推進してきました。それにより、有権者が立候補予定者の生の声を聞く機会が生まれ、選挙の期日の高まりから、投票率の向上などの効果も得られました。また、そのことを通じて、「自分たちの声が届く」という意識の高まりもつなげていくと考えられます。一方、公開討論会の開催には、公職選挙法による制限もあり、公示日以降には開催することができません。そこで、公示日以降においても公平中立な開催を約束する第三者による公開討論会の開催ができるよう、公職選挙法の規制緩和が実現できればと考えます。	C		第三者が主催する公開討論会の可否については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	第三者が主催する公開討論会の開催が認められない理由について説明されたい。		1 1 4 1 0 0	(社)日本青年会議所 関東地区 神奈川ブロック協議会	14 神奈川県	総務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案者(個人)	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0 4 2 0 5 0 0	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士法第1条の2、1条の3、3条	<p>第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。))を作成することができ、</p> <p>行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。</p> <p>三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一 行政書士試験に合格した者</p> <p>二 弁護士となる資格を有する者</p> <p>三 弁護士となる資格を有する者</p> <p>四 公認会計士となる資格を有する者</p> <p>五 税理士となる資格を有する者</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)、又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が連続して二十年以上(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上)になる者</p>	<p>行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる</p>	<p>法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせよと行政書士の独占業務を行なうことを一時期間断的に実施する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会建議書によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい又は」字がなければというような国民のわびに出入届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、差しは差(低く)と見なされる。</p> <p>2. 行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではなく、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても問題は無い。</p> <p>3. 他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なく(おこなうことは国民の利便に届する。</p>	C	<p>行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってその業務を行うことを認めることとしたものである。</p> <p>現行においても、弁理士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めていることであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。</p>	<p>右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>	<p>1. 各士業は、各業界団体による指導及び連絡がなされてあり、各監督機関による監督も行われている。</p> <p>2. より専門性が高い各士業が行政書士業務を行うことは、国民の利益の保護及び利便に資する。</p> <p>3. 各士業の人数は十分にあり、これらにより国民の利益が行政書士業務を行うことと比べて、国民の利便性が非常に高まる。</p> <p>4. 「規制緩和推進3年計画」における「行政書士の業務の取扱い」については、「十分に審査が見(別様)に詳細有り」</p>		個人	26 京都府	総務省	
0 4 2 0 5 1 0	年度開始前の入札手続を可能に	地方自治法第203条第1項	<p>第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p>	<p>予算成立を条件として、年度開始前であっても入札を行い、仮契約を締結できることとする。</p>	<p>平成16年の地方自治法施行改正により、長期継続契約が可能な範囲が一部拡大されるなど、国の取り組みにも一定の前道が見られるが、長期継続契約については、対象が限定されるほか、受注業者が長期固定され、競争性が阻害されない方法として、年度開始前に入札手続の解禁が切望される。しかし現状においては、法律上の根拠も明確に示されず、実現が困難とされている。「入札準備行為」など拡大解釈され、「入札手続は当然に契約行為の一部」とされ、当該年度の予算の裏付けなしに行うことはできず、年度開始前に行うこともできない。との回答に終結している。</p> <p>国及び地方自治体の公契約が、予算成立によって初めて有効となることは、受注業者も当然受容すべき大前提であると云ふ。よってこのことを条件として、年度開始前に入札し、仮契約を締結しても、単年度主義の原則に反するとは思えない。仮に、それが議会議決の拘束要因となると懸念される。議決後に入札はそれも解消される。本件については、第三次提議案にて、「財務省計画上の都合を理由として入札の再開を拒否した」ことについては、その後も進展なく推移している。他自治体からの問合せも多く、関心の高い案件である。明文上の禁止規定もないと思われることから、地方への関与をせず、地方の裁量に委ねよう提案する。</p>	C	<p>年度当初における契約事務の集中等の状況については認めているが、地方自治法では、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日と定められており、予算については年度開始前に議会の議決を要しなければならないとされている。</p> <p>また、債務執行行為など地方自治法が単年度主義の例外と認められている以上、それそれ議会の議決を必要としている。</p> <p>以上のことから、普通地方公共団体が行う支出執行行為及び予算執行については、議会の承認を得ない単年度主義の例外はなく、これは地方財務会計の根本に關するものである。</p> <p>本件における入札手続は、契約締結の大前提であることから、当然に契約行為の一部とされるため、当該年度の予算の裏付けなしに行うことはできないものである。</p>	<p>貴省は、入札告示等の手続を契約行為とされるが、これは契約行為に法律上の効果の発生を認めることと判断できないとされているが、この提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>	<p>予算成立を停止条件として入札を行い、4月1日以降に効力を発するにすることは判断できないとされているが、この提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>		個人	11 埼玉県	総務省	
0 4 2 0 5 2 0	地方財政再建促進特別措置法第4条第1項の規制緩和	地方財政再建促進特別措置法第24条	<p>地方公共団体は、当分の間、政令で定める場合を除き、国、独立行政法人(政令で定めるものに限る。)、国立大学法人、特殊法人等に対し、法令に基づかない負担金・寄付金等を支出してはならない。</p>	<p>(5次提案:地方財政再建促進特別措置法第4条第1項の規制排除要請) (6次提案:地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の規定の拡張要請)</p>	<p>足立区では、現在、文化産業・芸術振興を新たな都市戦略として捉え、「文化産業・芸術新都市構想」の実現に向け、条件整備を進めている。新たに設置される文化・芸術施設・機能と予任の地域資源を有効に活用し、融合させることにより文化産業などの集積を促し、新しい文化・芸術を創出するまちづくりを進めていることである。都大は該区との重要拠点のひとつとして、平成18年9月に開学の運びとなった。施設は、資産の有効活用目的から学校施設による敷地等の改修した足立区エソセンターを貸付している。昨年9月の都大開学以来、区と協働し、演奏会等イベントをはじめ、小中学校の児童・生徒を対象とした音楽教育支援活動、高齢者や障害児を対象とした音楽療法活動、区内音楽団体の共演、文化教育講座、文化芸術フェスティバルやワークショップなどを実施するとともに、研究機関として文化芸術振興のあり方を調査研究してきたことである。</p> <p>このような活動を行うにあたり、大学側は有形無形人的な負担しており、その効果、報酬は、大学が区へ支払っている施設使用料を既に超えるものとなっている。国が介入し、大学と連携した地域づくりの推進という観点から、自治体、国立大学法人はともに負担が軽減され、単年度の課題解決は困難な状況にあるため、足立区エソセンターを拡大に貸付することは、地域連携等と大学機能の充実とにも区に活性化にも繋がると考えられる。この取り組みは、産業振興、雇用対策、都市再生における敷地等の有効活用など制約がなくなれば、両者の連携強化が一層図られることとなる。</p> <p>足立区は、施設使用料等減額免除により無償貸与を実施し、都大との強固な協力関係を将来にわたる一層の発展を期待するものである。</p>	C	<p>国と地方団体間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められているところ(地方財政法等参照)。</p> <p>地方財政再建促進特別措置法に基づく(寄附制)は、国が負担すべき経費を法令に基づかず地方公共団体が負担すること、たとえ自発的な経費負担であったとしても結果的に国から地方に負担が転嫁されることとなることから、国と地方の財政秩序を維持する観点からこれを制限しているもの。</p> <p>国の施設を国立大学法人に貸し付けることは、適正な対価を求めるところが必要であり、国立大学法人のために無償貸付を行うことは、その当該教育のために結果的に国立大学法人は国が本来負担すべき経費が地方公共団体に転嫁されることとなる。</p> <p>また、学部・学科を設置して行う学生への教育や、研究機関として行われる文化芸術振興の調査研究は、国立大学法人のもっとも本来的な業務。これらに必要な経費は国立大学法人及びその運営交付金や施設整備費支出する国が本来的に負担すべき経費であって、国等の財政難を理由に本規定の適用を回避することは本来転倒である。</p>	<p>貴省は、入札告示等の手続を契約行為とされるが、これは契約行為に法律上の効果の発生を認めることと判断できないとされているが、この提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。</p>		個人	13 東京都	総務省		
0 4 2 0 5 3 0	政見放送を実施することができる拡大	公職選挙法第150条	<p>衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公約のため、その政見を無料で放送することができる。</p>	<p>衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙において、各選挙区の選挙管理委員会が管理して、インターネットを利用した政見放送の実施が出来ることとする。</p>	<p>現行制度上公職選挙法第150条及び第150条の5の規定により、政見放送を無料で実施することができるのは衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に限られ、都道府県議会議員、市町村長又は市町村議会議員の選挙では、政見放送が実施されていない。</p> <p>こうした状況は、地方の権限が地方自治体の間まで浸透していき、各選挙区において地域の有権者が候補者の政策等に関する情報を十分に得られず、選挙に臨まざるを得ない状況を作っている。特に、有権者の転出入が多い都市部においてこの傾向は強く、有権者の政治的関心の低下の大きな要因となっている。</p> <p>公職選挙法の目的である民主主義の健全な発達という観点から問題と考える。地方で、都道府県議会議員、市町村長又は市町村議会議員の選挙において政見放送を行うことは、放送局の過剰な負担及び理が得られないことや多額の費用がかかることから、実現は困難であると思われる。</p> <p>そこで、問題解決の有効な手段としてインターネットの活用を提案する。現在、インターネットが広く普及する中、都道府県又は市町村の選挙管理委員会はホームページを有しており、またホームページ上の動画技術等の発達により、高画質・高音質の映像及び音声の発信が可能となっている。選挙の公正や発信される情報の安全性、信頼性の確保の観点から、各候補者が個別にインターネットを利用するのではなく、映像及び音声の発信を選挙管理委員会が一括に管理することで、広く候補者の政策の周知を可能にし、有権者の選挙に対する理解と関心を高め、より活発な投票活動につながると考える。</p>	C	<p>インターネットによる政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、また、インターネットによる選挙運動の解禁と関係も含め、インターネットによる政見放送を認めた場合の問題点や課題について説明された。</p>	<p>インターネットによる選挙運動の解禁との関係も含め、インターネットによる政見放送を認めた場合の問題点や課題について説明された。</p>		個人	13 東京都	総務省		
0 4 2 0 5 4 0	少子化対策選挙特区	公職選挙法第36条	<p>投票は、普通選挙につき、一人一票に限るとされている。</p>	<p>子供を多量に(子供数1) x 2の選挙権を付与 子供を多量に(子供数2)の選挙権を付与 対象地域:高知県 対象選挙:地方内での全ての公職選挙</p>	<p>国や地域社会の基礎的条件を維持するためには人口の長期的維持が欠かせない。そのためには子供を産み育てたい世帯や実際に子供を多く持つ世帯の意見が活かされる社会制度が必要である。選挙権を付与された世帯は社会的に注目を集め、子育てしやすい社会のあり方についての発言機会が増え、地域内の全セクターがその意志を政策に結ぶ。そのように改善を進めると地域の安心感がより子供を増やす一環が実現される。この特区に関して、特に子育てが促進されることにより、この特区の増加により人口増加や出生率の上昇が期待される。特区の拡大により日本全体に波及が期待できる。付与された選挙権は思想支持政党などに中立である。付与する選挙権は提案の数式程度の大きさのものをなければ効果は薄い。</p>	C	<p>公職選挙法第36条に規定する一人一票の原則は、憲法第14条及び第44条の要請に基づきものである。</p>			個人	39 高知県	総務省		
0 4 2 0 5 5 0	地方土地開発公社の業務範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律第17条	<p>公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2号に基づいて行う土地開発公社の業務は、住宅用地等の造成事業及び造成地について事業用借地権を設定し、当該造成地を業務施設等の用に供するために賃貸する事業とされている。</p>	<p>土地開発公社は、「公有地の拡大の促進に関する法律」第17条により、公社が自ら当該土地に住宅を建築し、販売することはできない。また、住宅供給公社の設立は、「地方住宅供給公社法」第3条においては、人口50万人以上の市に限定されているため、住宅供給公社の設立ができず、住宅販売及び広帯域活動ができないことから、小規模な町において、定住促進のために、住宅供給公社の設立を可能にする必要がある。また、公社が土地を保有し、自己資金で住宅を建設する必要があるが、地元業者の資金力不足や建築単価の問題で町外の大手業者には大刀打ちできない。</p> <p>このため、地元業者の育成と地元への経済効果が見込めるよう、公社が土地を保有し、自己資金で住宅を建設する必要があるが、地元業者の資金力不足や建築単価の問題で町外の大手業者には大刀打ちできない。</p> <p>このため、地元業者の育成と地元への経済効果が見込めるよう、公社が土地を保有し、自己資金で住宅を建設する必要があるが、地元業者の資金力不足や建築単価の問題で町外の大手業者には大刀打ちできない。</p> <p>このため、地元業者の育成と地元への経済効果が見込めるよう、公社が土地を保有し、自己資金で住宅を建設する必要があるが、地元業者の資金力不足や建築単価の問題で町外の大手業者には大刀打ちできない。</p>	D	<p>法第17条第2号に定める「住宅用地の造成事業」とは、土地の取得から造成及び処分までを指すが、要望事項中の具体的事業の実施内容、提案理由にある「公社が土地を保有したまま」「建築業者とタイアップして」「住宅予定地を設定し、宅地と住宅受注販売活動を実施することについては、最終的に土地の処分に至る限りにおいて、一連の「住宅用地の造成事業」に含まれると解することができる。したがって、たとえ「業者」と使用貸借契約を結び、かつ「住宅用地の造成事業」の一環であると言える。よって、現行の法制度下においても要望内容の実施は可能である。</p> <p>ただし、当該事業の実行にあたっては、次に掲げるような事項が予測されるため、これにより土地開発公社に過大な負担が生じてその経営に支障が出るよう、土地開発公社は建築業者との契約上十分な措置を講じるとともに、事前に設立地方公共団体と十分な協議を実施すべきである。</p> <p>建築物に土地の売却が予定されており、進捗に応じて土地の長期保有化、土地の売却にあたり建築物を撤去する必要がある場合の当該撤去にかかる費用の発生、売却できない建築物が不法占拠された場合において、これを解決するために要する費用の発生、建築物の瑕疵による第三者に対する不法行為等</p>				個人	38 愛媛県	総務省 国土交通省		
0 4 2 0 5 6 0	地方自治体の長及び議会議員の選挙に際し特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	公職選挙法第150条	<p>衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公約のため、その政見を無料で放送することができる。</p>	<p>各選挙においてケーブルテレビを活用した政見放送を通じ、自らの掲げる政見公約を訴える。</p>	<p>地方の時代と言われる昨今、今後生き残りかけた地方自治体の未来は地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選民と候補者と密着して行うことが求められている。このためにも広(多)の有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。</p>	C	<p>ケーブルテレビを活用した政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であるため、まずは各政党が選挙で十分に議論がなされる必要があると考える。</p>	<p>ケーブルテレビによる政見放送を認めるとした場合の問題点や課題について説明された。</p>		個人	34 広島県	総務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0 4 2 0 6 9 0	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。 具体的には、司法書士法の業務の制限規定に除外規定を加えるか、同法に別添に行政書士は、行政書士業務に関連して行う商業・法人登記申請の書類作成及び手続の代理を行入る。ことを規定する。ことを要望します。	商業・法人登記については、司法書士の独占業務となつてきているところであるが、規制改革・民間開放推進会議に「商業・法人登記業務の行政書士への開放」要望が出され、平成18年3月31日の閣議決定によりその推進がはかられた。平成18年12月に、商業・法人登記申請人本人、行政書士、司法書士及び定額認証社人に対し、アンケートを取った。その内容が、平成19年3月法務省民事局より公表された。その結果として「登録と「登記記録」の両方を行政書士に依頼しない理由として「費用がかかること(59.2%)」及び「内容が簡単そうだったこと(38.1%)」の2が多数を占めていた。また、行政書士が定款や各種議事録の作成に関与している実態と顧客満足度が司法書士を上回っている状況が表れている。行政書士が、その業務を行う行政書士業務に関連する商業・法人登記申請手続まで行うことは、国民の利便に資するもの(ワンストップサービス、費用の節減)である。登記業務に関する能力担保については、特別研修制度等を構築すれば良い。行政書士に商業・法人登記の開放を行うよう要望します。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。				3 0 0 1 0 0 0	個人	27 大阪府	総務省 法務省	
0 4 2 0 6 9 0	商業登記の開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	商業登記業務を行政書士にも認めるべきである	提案理由 1. 行政書士は登記業務に必要な原因証書(行政書士法第1条の2、3)を作成することを業としている。登記業務は原因証書の収集、審査、調整が主たる業務であり、行政書士の業務範囲に相当する。 2. 申請書に原因証書の添付義務がないため、登記後の紛争の原因究明や登記官の責任の証明が現状では困難となつており、登記業務には行政書士の作成・調整した原因証書の添付を義務づけるべきである。 3. 司法書士には原因証書の相続業務、定款、契約書等の作成業務が出来ない、事務のワンストップ化からも行政書士にも申請書の作成・申請代行を認めるべきである。 4. 登記申請書は申請書のみの司法書士の独占業務であるが、この関連書類を司法書士に独占させることは国民の利便を損なっており、電子化・定型化・簡便化すべきである。 5. 行政書士の登記業務が行政書士に認められることは、行政書士は自動車の登録業務(不動産登記法に類似しているが)に行政書士等が加はれれば関係法令は1年以上及び複雑な手続きに連続しており、登記業務に専門的知見を活用出来るので行政書士に開放すべきである。 6. 紙による申請は電子申請を妨げ国民利便を損なっている。さらに自動車登録はリアルタイムで完結するが、登記業務は1-11日も遅延する。都市部におけるこの期間の経済的損失は多岐にわたる。行政書士の参入によって電子化・リアルタイム化を推進し経済効率を高めるべきである。 7. 登記業務は登録業務よりも30有年間にわたり電子化が遅延しており、電子申請に馴染みのある国民の利便や行政書士の参入を阻害している。また電子政府の実現の遅延の原因ともなっている。電子申請の実績のある行政書士や国民が容易に手続き出来る申請システムを直ちに構築すべきである。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。			3 0 0 2 0 1 0	団体	25 滋賀県	総務省 法務省		
0 4 2 0 6 9 0	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められること。 具体的内容は、司法書士法第73条第1項第3号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができることを明文化する。	本要望については各方面から再三再四にわたり、要望が出されていたところであるが、それを受けて法務省が実施した商業・法人登記業務の実態に関するアンケート調査の結果が本年3月法務省民事局から公表された。その結果から判断して利用者である国民の行政書士・商業・法人登記に関連する業務に一定の満足を得ていること、行政書士が商業・法人登記業務を認容されること、登記記録の作成・調整業務を行政書士に委託して行うこと、特に行政書士は民法・商法、宗務法、学級・人権の登記業務を主務で行っており、その認可、許可後で設立登記を必要としない、実態からも業務が分業している。この状況は「限り、規制改革、規制緩和に逆行している」と言わざるを得ない。 最も大切なことは司法書士、行政書士の職域や業務問題ばかりに傾くのではなく、利用者である国民の利便性、観点からも早急に開放が望まれる。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。			3 0 0 0 5 0 1 0	個人	26 京都府	総務省 法務省		
0 4 2 0 6 9 0	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が商業・法人登記業務を認められること。 具体的には、司法書士法の業務制限事項である第73条の但書を一部改正し、。ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。とされた。	従来から商業・法人登記については、司法書士(弁理士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民間開放推進会議に「商業・法人登記業務の行政書士への開放」要望が出されていた。法務省はこれら要望や再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することとしている。」と回答し、行政書士及び一般国民を対象としたアンケート調査を実施し、19年3月にその結果を公表した。それによつて行政書士に対する調査の回答のうち、66.1%の行政書士が専ら商業・法人登記に関連する業務の「経験がある」と回答しており、その47.2%が「年当たりの平均件数10件未満、39.9%が10件以上50件未満であり、行政書士が商業・法人登記に関連する業務に一定の関与していること、また、登記申請人本人に対する調査においては、会社の定款や株主名簿、取締役会決議書の作成等について行政書士に依頼した経験があると回答した方のうち、その際の行政書士の仕事内容等について、「大満足」又は「ほぼ満足」と回答した方の合計が77.5%を占めていることから、行政書士の商業・法人登記に関連する業務に対しても、国民が一定程度満足しているといえること。」との結論が得られている。行政書士の半数以上が商業・法人登記に一定の関与していること及び国民の満足度は司法書士(72.5%)を上回っていること等を勘案すれば、速やかな開放が望まれる。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。			3 0 0 0 0 1 0	国民利便・負担 軽減推進会議	26 京都府	総務省 法務省		
0 4 2 0 7 0	不動産相続登記手続の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が不動産登記申請書(相続原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行入るよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書(相続原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行入るよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士法第1条の2は、「遺産分割協議書の作成、及び申請書の作成・提出」で行われる。(遺産分割協議書は申請書に添付する書類となる。) 行政書士は「遺産分割協議書の作成、提出」として「申請書の作成・提出」は司法書士法の規制があるため、行政書士は行政書士法でできず、依頼者本人が行うか又は弁理士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いっている。 行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「申請書の作成・提出」を行入るようすることで、依頼者である国民に対して迅速で確実かつ廉価なワンストップサービスを提供できることになり、国民の利便性が向上する。申請書はA4サイズ1枚の定型のもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。			1 0 0 0 0 2 0	行政書士制度 研究会	37 香川県	総務省 法務省		
0 4 2 0 7 2 0	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	司法書士法第3条により、法務局又は地方務務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行入るよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行うようにすることで、依頼者である国民は迅速かつ廉価なサービスを実現することができるとし、利便性が向上する。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法知識及び専門的能力が要求される。相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記業務等の適法な運営は守られる。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。			3 0 0 0 1 0 0	個人	27 大阪府	総務省 法務省		
0 4 2 0 7 2 0	行政不服申立て手続の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行入るよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づく(不服申立て手続代理を行入るよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士は法律専門員(司法書士、弁理士、社会保険労務士)はその登録科目に行政手続法、行政不服審査法が追加されているにもかかわらず、審査請求手続代理が認められていない。一方、行政書士の登録科目である行政書士試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が追加されており、行政書士には不服申立て手続代理を行うに十分な法律知識や専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は、行政書士が「不服申立て手続代理業務」に参入できるように、平成16年度から各地大学の科目別研修制度等を利用して、行政書士に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の司法研修を実施しており、行政書士の法律知識や専門的能力はさらに向上している。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。			1 0 0 0 3 0	行政書士制度 研究会	37 香川県	総務省 法務省		
0 4 2 0 7 2 0	検察官に対する告訴状・告発状作成業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)(その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面類を含む。)(を)作成することを業とする。 ? 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行入るよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行入るよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士は法律専門員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているが、司法警察官に対する告訴状・告発状と内容が同一であるも検察官に対する告訴状・告発状作成業務は司法書士法の規制があるため、行政書士は行政書士法でできず、国民は不満足である。 行政書士は司法警察官に対する告訴状・告発状作成業務を行っているため、検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行う適格性を有している。		行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。			1 0 0 4 0	行政書士制度 研究会	37 香川県	総務省 法務省		

04 総務省 非予算(特区・地域再生再検討要請)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0 4 2 0 7 3 0	家事審判法の甲類審判事項申立書作成業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上・観点から、行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士は「遺産分割協議書・遺言書、など権利業務に関する書類の作成業務を行っているが、関連して甲類審判事項の申立ての相談を受けることも多い」ところが、甲類審判事項申立書作成は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士・弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。 甲類審判事項は「紛争性」がなく、弁護士法第72条の規制は及ばない、申立書は家庭裁判所に備え付けの定型のもの、記載例を見ながら誰でも容易に作成できるものである。司法書士等の独占業務とする必要はない。最初に相談を受け、各種手続きに関与し、最も実体を把握している行政書士が甲類審判事項申立書作成を行えるようにすることで国民の利便性が向上する。 日本行政書士会連合会は、行政書士が「家庭裁判所に關する代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学の科目履修制度等を利用して、行政書士に民法(親族・相続編)、家事審判法の司法研修を実施しており、甲類審判事項に係る行政書士の法律知識や専門的能力は向上しており、行政書士は甲類審判事項申立書作成業務を行う適格性を有している。	-	-	行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。				1 0 0 1 0 5 0	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
0 4 2 0 7 4 0	商標登録申請書の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が商標登録申請書を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標登録申請書を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。 商標登録申請書は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少なく「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。 行政書士は全国に約37万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。 商標登録制は「サイズ」の定型のもの、有期5万円の本人出納が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録申請書を扱う適格性を担保できる。	-	-	行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。 他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。				1 0 0 1 0 6 0	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0430010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	-	-	2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあつては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	E		提案された施策を行うことに特段の規制はない。			2006010	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省